

# 九州共立大学経済学部紀要

第 114 号

2008 年 10 月

---

## 目 次

### 論 文

水俣病事件における「第三者機関」の問題 ..... 進 本 眞 文…(1)

Approaches in Preparing Japanese Students for  
Employment Interviews in English ..... ダニエル ドローキス…(21)

労働分配率の実相～抑えられてきた賃金 ..... 水 本 正 人…(41)

税法原理V ..... 弓 削 忠 史…(57)

---

九州共立大学経済学部

# 水俣病事件における「第三者機関」の問題

進 本 眞 文

## 目 次

はじめに

1. 「第三者機関」という調停役が何をしてきたか
2. 断片を切り出してくる主体の重要性について
3. 体系感覚を生育させるのは体系ではなく主体である
4. 挙証責任の転換と唯名論
5. 行政府で働く人たちの名称のつけ方に関する考察

おわりに

## はじめに

本稿は、「単純にした図式」をいろいろな角度から考察するという構成がとられている。その図式は、加害者対被害者、国家対諸個人、普通名詞対固有名（詞）、中世対近代、である。そして、中世封建制度を転換させて、近代市民社会が形成された事実を照らして、水俣病の加害者対被害者を説明する試みである。

第三者機関の委員たちが、斡旋・調停・補償処理をした結果やそのプロセスをみても、諸個人より国家の経済を重要視し、固有名をもった困窮した漁民よりも普通名詞の「チッソ」を守ろうとした構図になっている。これらの構図は、近代市民社会のものではなくて中世封建制度そのものである。悲惨な第二次世界大戦の敗戦後、日本の社会は憲法を変え、女性の参政権を認め、行政改革をし、大きく諸制度を転換させたはずである。それから約10年後に、この人為的な水俣病事件が起きるのである。

第1節では、被害者と加害企業を調停する委員たちが行った斡旋・調停・補償処理等を問題にしている。「単純にした図式」でいえば、人間の命より国家の経済を優先させ、人間の命（固有名）より「チッソ」（普通名詞）を救う努力をした跡がくっきり読み取れる。

第2節から第4節までは、内田義彦の『社会認識の歩み』（1971年）が下敷きである。内田の

切り出してきた「断片」を水俣病事件の軸に関連付けたものである。

第2節では、「チッソ」により汚染された魚しか食べるものがない困窮した漁民たちが闘争に立ち上がる。企業側も公権力の助けを求める。危機をどう乗り越えるかについての日・欧の比較をしたのち、世論（新聞）にもすでにそれぞれの機構の価値がへばりついていることに触れる。

第3節では、理論を批判的に継承することの見本として、内田は、ホブズ、ルソー、アダム・スミスを選択しているが、共通するのは「唯名論（ノミナリズム）」である。中世からの覚醒が市民社会の形成をもたらしたことを跡付ける。

第4節では、挙証責任の転換の問題を採り上げる。水俣病事件に関して、挙証責任を被害者側から企業側へと転換させるという提案は誰からも起きていない。そういう転換の発想ができないのは、実在論に縛られている日本の社会の常識がバランスを欠いているからであろう。一般的な人類の共通感情を採り上げ、その感情に動かされる人間の行動を見据え中世を転換させたホブズの理論（唯名論）が、日本社会のバランスを欠いた常識を揺さぶり、変革の鍵になることを示す。

第5節では、名称にすでに価値が入っているということを具体的に展開して、行政府で働く人たちの頭の中は実在論で固まっていることを示す。

キーワード：第三者機関、断片、主体、唯名論、挙証責任

## 1. 「第三者機関」という調停役が何をしてきたか

### < A 水俣における漁民闘争と水俣漁業被害補償斡旋委員会 >

水俣病<sup>1)</sup>の公式確認（1956年）から3年たった1959年ころの漁民たちの生活を、宇井（1968年）、色川（1996年）を参考にたどってみる。

熊本県が漁業組合に対して漁業中止勧告をし、また販売禁止を通達したことにより<sup>2)</sup>、漁民たちは魚が売れず、船を売り、漁具を売り、借りられるだけの借金をし尽くし、生活は追い詰められていた。一方、水俣市魚市場と鮮魚小売組合の人たちは、販売している魚は水俣湾のものではないというプラカードを掲げてデモ行進をしたが、魚は売れなかった。

困窮した漁民たちは、水俣市に陳情に出かけるも、市の煮え切らない態度に失望し、「新日窒（現、チッソ）」との直接交渉に動く。8月6日には水俣漁協（組合長：淵上末記、組合員：297人）の漁民たちと鮮魚仲買商組合（組合長：中尾賢一、組合員：80人）の組合員約400人が工場へデモをかける。そして、漁業補償として1億円を要求した。それに対する新日窒の回答は50万円。しかし、交渉を重ねるごとに新日窒は300万円、1000万円と上積みし、8月17日には1300万円の回答を示した。それでも当初要求額にはほど遠かったので、漁民側はこれを拒否し

て工場へなだれ込み、関係者を缶詰にした。新日窒の要請で機動隊が駆けつけ、もみ合いになり、双方にけが人がでた。

翌18日、水俣漁協の淵上組合長以下7名は、地元選出の3人の県議（田中、長野、深水）とともに中村止水俣市長に伴われて、寺本広作熊本県知事を訪ね、工場閉鎖などを要望し、斡旋を求めた。寺本知事は斡旋を断り、代わりに中村水俣市長を推薦した。中村市長は18日から「斡旋委員会」を作ることにし、9人の委員を選出した<sup>9)</sup>。斡旋委員会は、水俣漁協と新日窒双方に対して斡旋を開始し、最終的に以下のような「斡旋案」に同意・調印を得た。

#### <斡旋案の受諾内容（要約）>

1. 新日窒は、水俣漁協に対して水俣病関係を除く漁業被害補償金として2000万円、漁業振興資金として1500万円、合計3500万円を支払う。（直接交渉のときの最初の漁民側の要求額は1億円。新日窒側の回答は1300万円であった）
2. 1954年に契約した今後の漁業被害補償金として、無期限で年200万円を支払う。（直接交渉のときの最初の漁民側の要求額は400万円。新日窒側の回答は100万円であった）
3. 新日窒が3年以内に6600㎡を埋め立て、水俣漁協に無償提供する。

調印は、1959（昭和34）年8月29日になされた。

#### A「水俣漁業被害補償斡旋委員会」のメンバー（括弧内は当時の肩書き）<sup>9)</sup>

- |    |       |                       |
|----|-------|-----------------------|
| 1. | 中村 止  | 斡旋委員長（水俣市長）           |
| 2. | 深水 平  | 副委員長（熊本県議会議員）         |
| 3. | 長野 春利 | （熊本県議会議員、新日窒水俣労組副委員長） |
| 4. | 小柳 賢二 | （水俣市議会議員）             |
| 5. | 田上 憲雄 | 委員（水俣市議会議員）           |
| 6. | 南 恒雄  | （水俣市議会議員）             |
| 7. | 田淵又次郎 | （水俣市議会議員）             |
| 8. | 五島 春雄 | （水俣市議会議員）             |
| 9. | 石原和気雄 | （水俣市助役）               |

#### < B 不知火海における漁民闘争と不知火海漁業紛争調停委員会 >

1959年9月になると芦北郡津奈木村に水俣病被害者がでた。津奈木村婦人会は、漁民の生活が苦しくなっていくのを見かねて、全村に米一合以上の拠出運動を展開する。熊本県は視察のみ行い、行政面での対策は何も講じなかった。

10月17日には不知火海沿岸の6漁協（宇土、下益城、八代、田浦、芦北、天草）の漁民たち約1500人が船60隻を連ねて、新日窒に対して「工場廃水を止めよ」との要求を掲げて押しかけた。この後、漁民代表の村上丑夫（熊本県漁業協同組合連合会会長）ら4人は、中央の関係省庁に陳情のため上京し、水俣の被害実態を訴えた。被害者たちの苦しみの映像は議員たちに衝撃を与え、衆議院水俣病調査団（団長：松田鉄蔵）が結成され、11月1日には水俣病調査団17名が熊本を訪れた。調査団は、県、県議会、新日窒水俣工場に対して水俣病の対策の遅れを叱責した。翌2日、不知火海漁民約4000人は、水俣病調査団への陳情と漁民総決起大会のため早朝から水俣市に集まり、新日窒に対し団交を申し入れた。新日窒は団交を拒否。すると、漁民たちは2回にわたって工場内に乱入し、出動した機動隊と衝突、双方に100人以上のけが人がでた。水俣病調査団は予定通り工場内の調査を行い、新日窒の責任を厳しく追及した。

水俣病調査団の行動を新聞の見出しで追ってみると、11月2日の「毎日新聞」には、「場合では特別立法、水俣病へ衆院調査団」とある。ところが11月4日の「熊本日日新聞」によると「松田調査団長語る、特別立法要るまい」と180度転換している。たった2日の間に何が起きたのか。衆議院水俣病調査団は、「現在までに海中若しくは河川中の水銀が問題にされたという例はきかず、まして有毒化したという報告もない」<sup>9)</sup>という新日窒の説明に納得してしまったのであろうか。新日窒の熊本大学の水銀説に対する反論は稿を改めて分析してみたい。

新日窒の労働組合は、工場を守るための従業員大会を開き、暴力排撃を訴えた<sup>9)</sup>。中村水俣市長、淵上議長、金子商工会議所会頭、江口水俣地区労働会長ら28団体（漁民は入っていない）の代表約50人（いわゆる「オール水俣」）は、寺本知事を訪ね、新日窒水俣工場の廃水は、水俣市全体の死活問題だから流し続けてくれ、と陳情した（傍点筆者）。

11月12日、「厚生省食品衛生調査会常任委員会」は、「水俣病食中毒部会」の答申をもとに、渡辺良夫厚生大臣へ次のような答申をした。「水俣病は水俣湾及びその周辺に棲息する魚介類を多量に摂取することによっておこる、主として中枢神経系統の障害される中毒性疾患であり、その主因をなすものは有機水銀化合物である。」<sup>9)</sup>（有機水銀の公式確認）しかし、この部会は、池田勇人通産大臣の圧力で、渡辺良夫厚生大臣によって翌日解散させられた。

11月24日になると、寺本知事は斡旋に乗り出し、「不知火海漁業紛争調停委員会」の委員4名を任命した。漁民代表は当事者ということで委員から外され、オブザーバー1名が加えられた。また、熊本大学も当事者ということで委員から外された。

「不知火海漁業紛争調停委員会」は、下記の如く合計4回開かれた<sup>9)</sup>。

- 第1回 11月26日 知事公舎 委員5名
- 第2回 12月2日 むつみ寮 委員5名、オブザーバー2名
- 第3回 12月16日 知事公舎 委員5名、オブザーバー1名
- 第4回 12月17日 知事公舎 委員3名、

県漁連側代表 村上会長以下4名

新日窒側代表 吉岡社長以下3名

「調停委員会」の4回の会議の概略は以下のとおりである<sup>9)</sup>。

第1回会議：水俣漁協の漁業補償は8月の時点で済んでいるとして、今回の斡旋対象からは外される。この時、水俣病被害者に対する被害補償は結論がでなかった。

第2回会議：不知火海漁連の漁業補償の要求額は25億円。新日窒の回答はゼロであった。13日、「調停委員会」は、漁連に要求額引き下げを説得する。漁連はこの説得に応じる。

第3回会議：「調停委員会」が「調停案」を提示する。内容は、漁業補償として1億円支払う（内訳は、一時金が3500万円。融資として6500万円。但し、一時金の内1000万円は、11月2日の水俣工場乱入の際、工場に与えた損失補てん費として差し引く）。また、漁連は追加補償の要求をしないことが挙げられている。同時に、被害者補償（78人）として、7400万円（一時金：2400万円、年金：5000万円）が提示された。

第4回会議：調停は深夜に及ぶ。翌18日、漁連は、金額には不満としながらも、「調停委員会の努力に報いる」として、調停案を受諾する。（一戸平均は1万5000円であった）。

調印は、1959（昭和34）年12月18日になされた。

#### B 「不知火海漁業紛争調停委員会」のメンバー（括弧内は当時の肩書き）<sup>10)</sup>

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1. 寺本 広作 | 委員（熊本県知事）      |
| 2. 岩男 豊  | 委員（熊本県議会議長）    |
| 3. 伊豆 富人 | 委員（熊本日日新聞社社長）  |
| 4. 河津 寅雄 | 委員（熊本県町村会長）    |
| 5. 中村 止  | 委員（水俣市長）       |
| 川瀬 健治    | オブザーバー（福岡通産局長） |
| 岡 尊信     | オブザーバー（全漁連専務）  |

< C 見舞金契約と不知火海漁業紛争調停委員会 >（委員会成立はBと同じ1959年11月24日。

見舞金の「契約書」の調印は12月30日）

通称「見舞金契約」といわれる契約の調停委員は、不知火海漁業紛争調停中に、「水俣病患者家庭互助会」が排除されているということで水俣病の被害補償を求めたので、「不知火海漁業紛争調停委員会」のメンバーと同一メンバーである。

1959年11月28日、「水俣病患者家庭互助会」（会長：渡辺栄蔵）会員約50人は、被害者補償を

求めて工場正門前に座り込みを始めた。12月15日、「不知火海紛争調停委員会」は、水俣病被害者補償として、けい肺患者の労災補償金の算定を基準にして、被害者78人（擬似被害者1名除く）に7400万円、一人当たり平均95万円の調停案を提示した。しかし、その実態は、死亡者に対しては、30万円と2万円の葬儀代を支払う。生存者に対しては、大人年間10万円、子ども1万円を今年度までの分として支払い、後は年金として支払う。60歳まで生きるとして、その総額が7400万円というものであった。

「調停委員会」は17日から説得に当たるも、「水俣病患者家庭互助会」は上記調停案には不服で、座り込みは続けられる。不知火海漁連と親日室が調印した（12月18日）ことも重なり、「患者家庭互助会」は孤立する。「調停委員会」は、子どもの年金を1万円から3万円に引き上げる案を提示する。27日、「調停委員会」の案を受諾するか否かで「患者家庭互助会」は意見が分かかれ、渡辺会長以下交渉委員は辞任の意を示すも、再び協議した結果受諾することに決まり、1ヶ月にわたる座り込みも解くことになった。

12月30日、水俣市長室にて契約書に調印する。立会人は、中村水俣市長、及び森永商工水産部長以下7人。「患者家庭互助会」は翌日、一時金総額235万円（79名）を受け取る。最高は、一世帯当たり120万5000円（死亡者2名、被害者1名）、最低は1万5000円（子ども被害者1名）というものであった。

「契約書」の調印は、1959（昭和34）年12月30日になされた。

### C 「見舞金契約」の斡旋メンバー（「不知火海漁業紛争調停委員会」のメンバーと同じ）

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1. 寺本 広作 | 委員（熊本県知事）      |
| 2. 岩男 豊  | 委員（熊本県議会議長）    |
| 3. 伊豆 富人 | 委員（熊本日日新聞社社長）  |
| 4. 河津 寅雄 | 委員（熊本県町村会長）    |
| 5. 中村 止  | 委員（水俣市長）       |
| 川瀬 健治    | オブザーバー（福岡通産局長） |
| 岡 尊信     | オブザーバー（全漁連専務）  |

### <D 水俣病補償処理委員会>（1969年4月25日成立）

1968年、政府が水俣病についての公式見解を発表すると、「チッソ」（「新日窒」は1965年、社名を「チッソ（株）」と変更）の江頭豊社長は初めて被害者の家庭を詫びて回り、補償は誠意をもって話し合うと表明した。「水俣病患者家庭互助会」はそれを受けてチッソと補償交渉に臨んだが、チッソは、補償金の基準がないので第三者機関で基準をつくってもらってからと、交

事は進展しなかった。チッソは寺本知事に「第三者機関」の設置を要望したが断られ、厚生省に補償基準をつくる委員会の設置を依頼する。厚生省は、「第三者機関」を作る条件に、委員の一人選の一任、結論には異議なく従うという「確約書」を出すよう要請した。この「確約書」の提出を巡り、「患者家庭互助会」は、厚生省に斡旋を依頼する「一任派」と、自主交渉を貫く「自主交渉派」（後の「訴訟派」）に分裂する。「確約書」を提出した一任派（54世帯）に対して、厚生省は「水俣病補償処理委員会」を発足させる。

1970年5月、「水俣病補償処理委員会」は、チッソと被害者に対して斡旋案を提示した。この斡旋案に抗議して厚生省内に座り込みがはじまり、逮捕者まで出た。厚生省職員の中にもこの斡旋案に抗議し、被害者の支援に回った人もいたことは<sup>11)</sup>、この斡旋案がいかにかチッソ寄りのものであったかを物語っている。この斡旋案は一部修正の上、一任派に受諾される。

「水俣病補償処理委員会」の「斡旋案」の特徴を、原田（1989年）は次のように3点にまとめている<sup>12)</sup>。

1. 「チッソ」の責任を明らかにしていない。
2. 1959年の「見舞金契約」を下敷きしている。物価スライド制は採用している。
3. 補償の等級を細かく細分している。（死者を年齢により5等級に分け、その上1963年以前に死亡した人とそれ以後に死亡した人とに分けている。年金は、年齢と症状4等級との組み合わせにより16等級に分けている）。

#### D 「水俣病補償処理委員会」のメンバー

千種 達夫（元高裁判事）
三好 重夫（元内務官僚）
笠 松章（労働者障害等級専門会議委員長、元東大教授）

以上、斡旋・調停・補償処理を目的とした「第三者機関」が、水俣病事件に対してどのような結果をもたらしたかを見てきたが、この経過から何が読み取れるであろうか。

まず、上記の斡旋・調停・補償処理委員会のメンバーを見てみると、知事・市長をはじめ、県議、市議など、全員「公」の立場にいる人たちである。例えば、Bの「不知火海漁業紛争調停委員会」のメンバーには、専門家の立場から発言できる学識経験者（例えば、熊本大学の水俣病研究者など）が一人も入っていない。これは斡旋委員長の寺本広作熊本県知事が、熊本大学は事件の「当事者」だからという理由でメンバーから外したことによる。なぜ学識経験者が当事者になるのだろうか。学識経験者とは、事実に基づいたデータを提示する研究者のことである。もし寺本知事が、学識経験者が被害者寄りの見解を述べることを恐れて調停委員から外

したのであれば、それは見識の低さを示すものである。

次に、「斡旋委員会」や「調停委員会」のメンバーが異なっていたならば、よりましな結果が得られただろう、という常識的な見解を検討してみよう。これは個人の良心を求める啓蒙的な考え方であるが、これでは制度の改革は望めない。制度の枠の中でどんなに主体的に考えても、制度そのものを作り直すという自覚的な主体（第2節、第3節で後述）がなければ限界がある。言葉上ではルールや制度を作り直すといえても、行政府で働く人たちには組織としての既存のルールや法体系がある。斡旋や調停や補償処理委員会のメンバーの肩書き（上記、A、B、C、Dのメンバー表の括弧内の肩書き参照）に注目してみると、ほとんどの人たちが元も含めて行政府で働く人たちである。平たく言えば「税金」で給料をもらって、市民の安全を守る務めをしているプロフェッショナルである。仕事の足跡もすばらしいに違いない。その申し分のないメンバーが集まって斡旋や調停や補償処理をした結果があまりにも貧しく、悲しくなるほどに残酷である。困窮した漁民たちは危険な魚を食べなくてよくなった、わずかばかりの金銭が得られたのだからという理由で、この委員たちを認められるかどうか、一人ひとりが胸に手を当てて問うてみてほしい。既存のルールや法体系の壁は厚い。しかし、この厚い壁を破る方法もあるはずだ。そう信じて努力する跡でもあれば救われるのだが、あたかも露天で売り手と買い手が物品についての値段交渉をしている図になっていることが残念である。

本節を締めるに当たり次のような問いを発してみる。もし、この委員たちの誰かが、通産省とチッソに対して以下に述べるような「包括的取引」をもちかけていたら、事態はどうなっていたらだろうか。チッソを後押しする通産省の担当者が、チッソが操業を続けないと日本経済が立ち行かなくなるので危険な廃水を流し続けることに決めたのであるならば（それは後世に禍根を残すが）、困窮した漁民たちに魚を食べなくてもよいような生活の手当てをする（米などが買える資金を提供する）ことを条件に、通産省とチッソに対して取引をするのである。これは一例であるが、包括的視点から提案するという知的な試みが全くなされていないところに、行政府で働く人たちのプロとしての自覚が問われるのである。

## 2. 断片を切り出してくる主体の重要性について

原田正純の『水俣病』（岩波新書）が出版されたのが1972年。それより1年前の1971年に、内田義彦の『社会認識の歩み』（岩波新書）が出版されている。この本のタイトルには水俣病という文字はない（本文中にもない）。そして、「この本は、かなり伏線がはりめぐらしてあるのだ」（内田、120頁、傍点筆者）とか、「この本で私は、あぶり出し方式の伏線を意識的にはりめぐらした」（内田、208-209頁、傍点筆者）という謎解きのような言葉がある。著者の言う「伏線」を「水俣病」にあてはめて読み返してみると、みごとに読めてしまう。そこで、著者内田の視線に沿いながら本節を進める（内田の著書からの引用は、「内田、・・頁」と表記）。

内田はこの本の中で「断片」を読むことを強調している。「まず、断片、断片を身につまされる形で知る、そこから始めるべきであります」（内田、58頁）、と。以下、内田の著書の中から、筆者にとって「身につまされた」五つの断片を取り出し、筆者が思う配列に並びかえて展開する。

一つ目の断片は次の箇所である。「これだけは絶対食べちゃいけないというものを、食べなきゃ絶対生きられないという現実がある」（内田、197頁）。「これ」を「汚染魚」と読み換えると水俣病の現実が浮かび上がってくる。この表現の字面だけを読めば、なぜ危険だと思っている魚を食べたのだ。魚ではなく米やパンを食べたらよいではないか。魚が危険だと知りつつ食べたのは、漁民たちの自己責任ではないのか、と思ってしまう人は、水俣の漁民たちの困窮が理解できていないのである。

二つ目の断片は、労働者の団結と雇い主の団結についてである<sup>13)</sup>。労働者の団結とは次のようなものである。即ち、「できるだけ大きな声を出してワイワイ騒ぎ立て、往々にして最も恐るべき乱暴狼藉を働く。彼らは絶望必死である。・・・絶望した人の馬鹿と無法をしでかす。彼らは餓死するか、然らずんば何としても雇い主を威嚇して、直ちに彼らの要求に従わせねばならぬのだ」（内田、166頁）。これは18世紀中葉のアダム・スミス（Adam Smith, 1723-1790）が見たイギリスの労働者の現実である。この現実は、20世紀のわが国の水俣漁民たちの闘争と重なっている。他方、アダム・スミスはその筆で、雇い主の団結について触れている。雇い主の団結は、「実行の瞬間まで極度の沈黙と秘密のうちに運ばれるのが常」で、労働者の「不正」を世間に知らせるため、「労働者同様に、囂々と騒ぎ立て、官権の援助をまた、僕婢、労働者、および年季上り工の団結に対して、頗る手きびしく制定された法律の厳格な適用を声高に求めてやまない」（内田、166-7頁）のである。新日窒の経営者たちは、漁民たちの乱入に対して、機動隊を呼んだり、団交を拒否して第三者機関を立てないと交渉しないといたり、漁民側の不正（傷害行為、器物損壊など）に対して法律に訴え、広くマスコミに伝えたのである。

三つ目の断片は、企業と公権力の結びつきである。そのときいかなるひどい事態が生じるかを、スミスは『国富論』のなかで東インド会社を例にとって述べている。東インド会社は、イギリス政府の権力をバックに、インドの行政府を私物化し、ある場合には農民を強制して稲作地にケシを植えさせ、またアヘン過剰の場合には独占価格を維持するため、ケシの栽培を今度は稲作へ転換することを農民に強要するというやり方で、インド人を「一年に3、40万人も餓死」させながら巨大な財産を得ていた<sup>14)</sup>。イギリス本国の議会では、独占を強化する提案に反対する議員があろうものなら、不名誉な罵詈雑言や人身攻撃の侮辱はもとより、提案した議員は肉体的危険にさえさらされることになるので、特権を規制する新しい法律や規定は提出しづ

らなかった。

内田はマルクスを引用しながら、次のような二つの必然性について触れている<sup>19)</sup>。資本が自然を開発し・掘りつくす（搾取、アウスボイトック）自己運動を展開すると、自然すべてがダメになってしまうので、労働日の短縮を義務づける法律（「工場立法」）が議会で提出されざるを得なくなる。しかし、同時に資本家や政府は、私有財産制度の原則に基づくものであるので、上程される「工場立法」が議会レベルでも実施の段階でも「骨抜き」にされるという必然性がある。公害問題に関して言えば、次のようになるであろう。「公害基本法といったものが、いやいやながらもとにかく襟を正して議会上程されざるを得ない、そういう必然性がある。」（内田、195頁）ところがまた、「上程された法律が小骨一本残さずにきれいさっぱり骨抜きにされちゃう、そういう必然性もまたある。そこで公害立法を勝ち取る闘争が、目の前に進行しているわけです。」（同上）

企業が公権力（特権階級）と結びついたわが国の例が、第1節でも述べた幹旋・調停等の第三者機関である。Aの「水俣漁業被害補償幹旋委員会」にはチソの社員が3人も含まれていたし、BやCの「不知火海漁業紛争調停委員会」には学識経験者が1人も含まれていなかった。そして、Dの「水俣病補償処理委員会」の設立時には、厚生省の圧力で委員会の決定には異議をとれないという「白紙委任状」を提出させたという経緯がある。「第三者機関」といっても、A、B、Cは地方の公権力、Dは国家という公権力を担っており、漁民たちは望まぬ結論を承諾させられたという感否めない。その間、新日窒は、原因物質の特定が先だという理由で、工場廃水を流し続け、被害を拡大させたのである。

四つ目の断片は、危機に対するヨーロッパと日本の対応の違いである。18世紀はヨーロッパ社会が旧社会から新社会へと大きく変化した時代である。イギリスにはピューリタン革命後に産業革命が起こり、ヨーロッパ大陸ではプロシャとオーストリアが発端になりヨーロッパ全土が巻き込まれた7年戦争（1757～1763）が起きる。それに続いてアメリカ独立革命、フランス革命が起こり、各国は政略と戦争の場と化していた。しかし、ヨーロッパはこの危機をチャンスに変え、「理論の伝達」（ホップズ、ルソー、スミス）がなされ、ヨーロッパの憲法（つまり、各国の社会制度）を変えた。こういう現状を深く洞察したアダム・スミスは、各人の利己心が各国民の富となり、各国民の利益の追及が世界の繁栄につながる、そういう制度があるはずだと確信し、その制度を『国富論』（1776年）のなかで提案したのである（内田、173-4頁）。

日本では、幕末から明治にかけて政治上の危機があったが、明治新政府は欧米化政策を取ることでこの危機を乗り越えた。新政府がとった政策の一つに、太陽暦の採用がある。1873（明治6）年、新政府はこれまでの太陰暦から太陽暦へ暦を変更した（同時に時刻制度も不定時法から定時法へ変更された）。この結果、明治5年は明治6年に繰り上がったが、改暦の暦には「神武天皇即位紀元二千五百三十三年太陽暦」と印刷されていた。月の満ち欠けは自然科学の

威力であるが、改暦は神武天皇様のご威光である、というわけである。このように自然科学の上には、神話の神武天皇をもってくることにより、「コペルニクスの転回が、まことに非コペルニクスの形」出てくることになった（内田、28頁）。この「非コペルニクスの形」は、その後の日本の高度成長に見合い、学問を管理社会の有効な手段とすると同時に、素人の口を封じる手段ともなった、と内田は診断を下している（内田、同上）。ヨーロッパでは危機をチャンスに変えるダイナミックな運動が起こったが、日本ではせっかくのチャンスが古代回帰で変革の芽が摘まれてしまった。

第五の断片は、新聞の記事である。「新聞は新聞の思想を知って初めて読むことができる。が、新聞の思想を知ること自体、事実はどこでどうゆがんで、紙面上の記事になるのかということを追究するなかで確かめるよりほかない。新聞(Zeitunngswesen)に携わっているさまざまな人々の仕事を、その人々がおかれている機構とともに知る必要がある。」(内田、119-120頁)。水俣病の原因が「メチル有機水銀」であることが判明する前に、「爆弾説」や「アミン説」が新聞紙上に掲載され、漁民や読者を混乱に招いたことはよく知られている。

### 3. 体系感覚を生育させるのは体系ではなく主体である

「日常の世界にべったりくっついていては学問はできません」と内田は述べている（内田、21頁）。学問をするためには「体系を知る。体系的に読むということも必要です。そうしなきゃ社会科学にならないわけです」と体系的に読むことの重要性を指摘する。しかし、「体系的に考えることは、自分のなかでの体系感覚の生育というものと結びつけなければならない。」そうでないこと、「体系について知っていても、体系的に考えるということにはならない」とも言っている（内田、71頁、傍点著者）。その体系感覚が育っていくためにも、まず断片をこの眼でとらえることが必要なのである。内田のいう「体系感覚」とは、私なりに言い換えると、「鍛えられた体系(=自分の座標軸)」のことで、これを「生育」するとは、現実、現場を大切に、出会った対象(出来事)を自分の座標軸に当てはめてみることである。その際大切なことは、自分の座標軸に含まれるルールや制度を閉じて完結したものと考えないことである。身につまされる断片(=新しい対象)は、自分の座標軸そのものを深く揺さぶってくる。そして自分の座標軸を鍛えて変容させると、ものの見え方が違ってくるのである。

内田は、アダム・スミスは、ホブズ(Thomas Hobbes, 1588-1679)を批判的に読み取ったルソー(Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778)と、そのルソーを批判的に読みかえることによって、ホブズの理論を継承していると考えている。そういううねりのなかでホブズやルソーの精神と方法が生かされることを「理論の伝達」と呼んでいる(内田、181頁)。この三者(ホブズ、ルソー、アダム・スミス)に一貫していることは、制度やルールを人間の側から

問うたという姿勢である。この姿勢がなぜ日本のなかには希薄なのかということは後に第4節で触れる。

ホブズは、画期的な方法として、人間の側からあるべき制度を考えた。自明なものは生きている人間諸個人であって、ルールや国家は人間のために人間が創り出したものである。古代・中世を通して自明のものと思われていた国家や制度の在り方を問うたのである。そのホブズの著書『リヴァイヤサン』(1651年)を批判的に読んだルソーは、ホブズの自明な生きている人間は、その性質自体のなかに旧体制を内包しているのであって、既に体制によって汚染・変質されている、と批判する<sup>16)</sup>。そこでルソーは、私有財産制度に汚染されていない自然人を想定して、当時(18世紀ヨーロッパ)の文明を批判したのである。

しかし、スミスは、ルソーが嫌った「野心(=利己心)」を、人間が人間であるかぎり捨て去れないものであると考えて、ルソーを批判した<sup>17)</sup>。「野心を捨てよ」は自分に言い聞かせる倫理ではあっても、道徳哲学の前提として野心を捨てた人間をおくことはできない。野心を捨てた人間をおくと、往々にして特権階級から大衆に向かって「野心を捨てよ」と命じられる危険にスミスは気付いていたのであろう。アダム・スミスは、ルソーが批判した「利己心」を、「自己への関心 interest」という意味に広げ、人間の普遍の本性として確認する。しかし、この「利己心」が、国際法を無視する力をもった大国の国家的利己心や、一国の法律を支配しうる権力をもった支配階級の利己心(両者を含めた特権階級の利己心)の発動につながると、ひどいことになる。スミスは『国富論』のなかで指摘している<sup>18)</sup>。

スミスはこの「利己心」を、もう一つの人間の本性である「同感」(sympathy)と結び付け、もし機構がこうなら、同じ「利己心」をもった人間として私も同じ行動をとったであろうと、彼(例えば、東インド会社とそこで働く人)がおかれている「地位」や「政治の制度」を問題にする。「利己心」が悪しき制度によって妨げられなければ、「同感」と結びついた「利己心」は、同等の存在である他者によるチェックを受け、市民社会形成の主体的要因となる。

これを「斡旋委員会」や「調停委員会」や「補償処理委員会」のメンバーに当てはめてみると、彼らが置かれている「地位」や「政治の制度」を問題にしなければならない。「地位」とは公的立場、即ち公務員である。「政治の制度」とは、厚生省より通産省の方が政治力が強い、つまり日本経済の前進のためには市民の命を犠牲にしてもよい、という力学が働いたことである。それぞれの省で働く人たちは、自明なものが国家であり国益だと考え、国家あつての市民(人間)という、共通の認識をもっていると考えざるをえない。

#### 4. 挙証責任の転換と唯名論

挙証責任に関する内田の発言を引用する。「挙証責任の所在という言葉は法律用語ですけれども、今は公害問題でよく使われますね。公害が発生した。そのことは事実だ。ところで、あ

る工場がそれを意識的に引き起こしたということを被害者の側が実証しなければならないのか、逆に工場の側で、公害を引き起こしていないということを立証しなければならないのか。実際問題としてたいへんな違いがそこから起こってきます」（内田、111-2頁、傍点著者）。

上記のことをチッソに関連付けていうと、水俣病の原因物質の特定を原告側が背負ったため、水俣病の公式確認（1956年5月）から熊本大学の正式発表まで7年もの年月がかかってしまった（1963年2月）。そして、チッソがアセトアルデヒドの製造を停止するのが1963年5月。それを待っていたかのように、同年7月、政府は水俣病の原因物質についての公式見解を発表する。結局、公式確認から12年もの長期にわたってチッソは有機メチル水銀を流し続けたことになる。挙証責任を、被害者側からチッソ側に転換できていれば、被害はここまで拡大しなかったであろう。

挙証責任の転換が可能になるためには、まず、個体（人間）の側から法（ルール）や国家の制度を問うことが不可欠である。そうすることで、既存の枠組みである法（ルール）や国家の制度のゆがみが見えてくる。ところが、日本の社会では、個体の認識が希薄であるので、法律家、医者、弁護士、社会学者などから挙証責任の転換へのアプローチがなかった。そのため公害企業を長々と温存させたのである。日本人の個体概念の希薄さには、家制度などの歴史的なこともあるが、何よりも哲学でいうところの「唯名論」<sup>19)</sup>の伝統の欠如が挙げられる。

「唯名論」の基礎にあるものは現実の人間の行為である。内田は、ホッブズ理解を面白い例で解説している。テレビの番組調査において、「これはいい番組ですか」というのと、「どの番組を見ますか」というのでは結果がまるで違う（内田、19頁）。ホッブズが国家の成立を組み立てる素材に用いた人間は、「どの番組を見ますか」に対して「私はこの番組を見ます」と答える人間の行動である。ホッブズは、人間の行動の基礎にあるさまざまな情念、欲求や嫌悪などに一つひとつ定義を与え、それを積み重ねて国家の素材であり、国家の創造者でもある人間を構成していく。ホッブズは人間を機械的な運動体として見、そしてそれのみを前提としている。それ故、既存の統治者（特権階級）と民衆の関係、法、制度は一旦ご破算にされ、人間が集まって生活をするためにはいかなる条件が必要か、という視点から国家や法が考えられることになる。国家や法は人間の自己保存のための手段にすぎない。こうして構成された人間は、平等であるがゆえに相互不信に陥りまた互いに敵となり、「各人の各人に対する戦争」（warre of every one against every one）が生じる。それを避けるためには「自然権」（right of nature）の一部を放棄し（lay down）、「共通権力」（common power）のもとに平和に生きることを選択せざるをえないという、ホッブズの国家論が成立する。

内田は、ホッブズ国家論の現代的意義は次の点にあると言っている。即ち、ルールや国家は自明のもので、自己目的でもない。ルールが、またそれを強制する国家が正しいという保証はどこにもない。自明なものは生きている人間諸個人であって、そのためにこそルールや国家はある。だから、存在の立証責任はルールや国家の側にある。ホッブズはそのことを確認して

理論を作ったのである（内田、114頁）。

言語の領域でも、上記のルールや国家と人間の関係について同様の状況がある。それが「固有名詞（固有名）」と「普通名詞」の関係である。通常、固有名詞というと、他と交換がきかない名詞のことで、「テムズ川」や「富士山」がそれに当たる。それに対して普通名詞は、多数の個体の集合に適用される名詞で、「川」や「山」がそれに当たる。中世を逆転させたアダム・スミスは、「諸言語の起源に関する論文」の中で、普通名詞はもともと固有名詞として発生したとして、以下のような例を挙げている。ある一人のいなかものがいて、彼は、自分の家の前を流れている川の固有名詞を知らなかった。彼はそれは川だといった。彼にとって川という一般的な語は、ひとつの個別的な対象を意味する固有名詞であったことはあきらかである。逆に、テムズの岸に住んでいて、川という一般的な語を知らず、「テムズ」という特定の語だけを熟知している無知な男が、ほかの川へ連れて行かれたとしても、それを「テムズのようなもの」と呼ばないとは想定できない、と述べている<sup>29)</sup>。後者の例は、固有名詞を普通名詞に転換させている例のようにも見えるが、これは使用法の問題であって、アダム・スミスが固有名詞の普通名詞に対する優先を主張したことには間違いないだろう。

上にも述べたように、ホブズやアダム・スミスの中には、個々の具体的なものは実在するが、「人間」や「川」といった普遍は、個々の共通点をまとめた観念または抽象にしか過ぎないという唯名論の考えがある。こういう唯名論の考え方を具体化したのがイギリス経験論である。ホブズを批判的に継承したアダム・スミスは、人間の分業（商業）活動などにおいて、市民社会の形成にいたるプロセスを提示した。アダム・スミスの言語論は、個から集合概念が形成されるという意味で、彼の市民社会（経済学）と基を一にしている。日本には、唯名論の伝統がないので、一人ひとりの顔が見える政策に結びつかない。

水俣病に関する第1回目の論文「企業と倫理—公害問題を哲学的に読む—」（『九州共立大学紀要』第108号、2007年）の中で述べたことがあるが、日本では選挙権のない法人が、あたかも自然人（生きて歩いて選挙に行ける人）であるかのように巷を闊歩し、政治献金できるのである。利便性のための法律上の人としてつくられた「法人」と「人間そのもの」の境界を無視して、日本では個人献金が弱いから今のところ法人の政治献金を認めようという「ご都合主義」の判断は、近代市民社会の形成に当たって阻害要因となってきた。それも専門家、行政府で働く人たちが、自覚的に選択してご都合主義を定着させてきたように思える。例えば、ホブズの『リヴァイアサン』の翻訳にあたって、そのご都合主義は発揮されている。

田中（1966年）によると、日本でホブズが紹介されたのは、1883（明治16）年7月、当時の文部省編輯局が『リヴァイアサン』第2部を『主権論』として翻訳出版したのが最初であったという。その際、文部省編輯局はかなりの取捨選択を行っている。即ち、国家設立の重要な哲学的基礎をなす第1部「人間について」は省かれており、第2部「コモンウェルスについて」も26章「市民法について」をはじめいくつかの省が省略されているのである<sup>30)</sup>。ホブズ

が主権者の絶対性（第2節）を説いたのは、各人の自己保存を守るためであって、契約に違反する行為を認めると自然状態（戦争状態）へ舞い戻ることになり、悲惨な状態になることを恐れたからである。第1部を省いて第2部だけを訳出したのでは、国家の絶対性ばかりが突出し、各人の自己保存（生命の尊重）という契機は大きく後退してしまう。

このように新しい理論や制度を日本の専門家や行政府で働く人たちが取り入れるとき、その理論や制度が産出された哲学的基礎を無視し、日本の現状維持に都合のよい部分だけを取り入れようとする傾向がある。しかし、このことは、一般市民にとっては不利であったり不都合であったりすることが多い。なぜならば、情報の一部を黒塗りにして公開する行政府で働く人たちの習慣を温存させ、その温存が不正の温床となってきた事実があるからである。最近でも薬害エイズ、薬害C型肝炎、石綿（アスベスト）被害など、行政府で働く人たちが迅速にデータを公開しなかったため、一般の市民が苦しむ事件が多発している。なぜ主権在民の憲法をもちながらまるで国家主権のような行政システムになってしまうのか、なぜ生命をもった人間に犠牲を強いる行政システムが今もって続いているのか。

その背景には、欧米の土壌で生まれた理論は日本の土壌に合わないという強い思い込みが、研究者や行政府で働く人たちの共通認識になっていることがあるのではなからうか。日本固有の文化や土壌に固執するあまり、自ずと既存の権力の既得権益が守られ、思い切った改革ができないのではないだろうか。生身の人間に関わる分野の理論や研究は、普遍性という視座に立つ認識が必要であろう。

## 5. 行政府で働く人たちの名称のつけ方に関する考察

この原稿を書いているとき、事故米転売のニュースが飛び込んできた。瞬間、「事故米」の意味が分からなかった。米が事故にあったのかと冗談にも思ってしまった。新聞には「事故米」と「汚染米」の記述がある。事故米という名称の出所は記事には載っていないが、回収された米の袋に「事故品」とある<sup>29</sup>ことから想像すると、農林水産省ではメタミドホスに汚染されたり、カビが発生した米を事故品と呼び習わしているようだ。対象物は同じなのに、呼び名が異なることで命名者の意図が感じられる。事故米だと危険度が低く受け取られ、汚染米だと危険度が高く感じられる。市民（消費者）や日本語に対して誠実であろうとすれば、危険度の高い方の表現を選択すべきであろう。農林水産省は、メタミドホスなどに汚染されている危険度の高いことを隠すために、危険度が低く感じられる「事故」を選択したのかも知れない。仮にそうであるならば、農林水産省で働く人たちの体質は、水俣病事件に対する名称のつけ方によく似ていると思われる。

水俣病は、発見された当時は「奇病」と呼ばれていた。1957年、熊大研究班では、奇病と呼ぶのは医学的ではないという理由で、仮称として、地名を入れた「水俣病」を使い始めた。そ

れが1958年8月に、約1年半ぶりに茂道で被害者の報告があると、新聞各社は一斉に水俣病と報道するようになった。1969年に厚生省は「公害の影響による疾病の指定に関する検討委員会」で、「国内外で通用している」（傍点筆者）ことから病名を水俣病と指定した。同委員会は、翌年3月、「既に国内外で定着している」（同上）という理由から、「政令におり込む病名として『水俣病』を採用するのが適当」と報告した<sup>23)</sup>。厚生省が決めた水俣病という病名は、国内外で「通用している」、「定着している」ということが根拠となっている。

この厚生省や上記各種委員会の態度は、物事を根本から考え、後に検証しやすいようにできるだけ誠実な表現をするという姿勢からほど遠いものである。「水俣病」という名称について斉藤（2006年）は、ロチェスター大学のM教授のこぼしを引用して日本の考え方の基本の遅れを指摘している<sup>24)</sup>。M教授は、水俣病という病名では、この病気が「メチル水銀中毒」であることが分からない。水俣病という名称は、「美しい水俣の町と住民の品位を汚し」、「工場廃液によって多くの人たちが犠牲となった事実を取り繕う言葉ではないか」、と語っている。また水俣病というと、どのような診断基準で、どのような人に罹りやすいかなど「個人の問題」に還元されるが、「中毒」というときには、原因、汚染の程度と症状の関係、予防の問題へと広がっていく。日本には、「中毒」という考え方が、学者にも行政にも欠けている、と批判している。水俣病事件は、一地方の風土病というものではなく、世界問題として、世界の人々と情報を共有し、また世界に警鐘を鳴らすべき事件である。水俣病という名称では、そのメッセージが世界に伝わらないのではないかと思われる。水俣病という名称に関しては、水俣市でも、1973年に市や商工会議所、環境協会等が中心になって、病名変更の署名運動（有権者の72%）を展開し、環境庁などへの陳情を行っている<sup>25)</sup>。

大事な名称を決めるときに、行政府で働く人たちが決めると、事実を曲げたり隠蔽したり実態からずれた名称になってしまう例が多い。例えば、以前から気になっていた言葉に「水俣病患者」がある。患者には加害者が結びつきにくい、被害者にはすぐに加害者がいることが理解される。加害企業が特定されていない奇病あつかいのときには患者でもよかったかも知れないが、加害者がほぼ定まってからの患者という呼び方には不誠実さが感じられる。栗原（2000年）は、コッシュマンの「水俣病患者」の英訳語 'Minamata disease sufferer' を紹介している<sup>26)</sup>が、水俣病患者は、「患者」（patient）ではなく、水俣病にさせられた「被害者」なのである。上記のことを踏まえて、「有機水銀中毒被害者」と「水俣病患者」の名称を比べてみよう。比較するとよく分かるのだが、この二つの名称の間に隠されているものは、行政府の制度とそこに働く人たちの意識である。些細なことのように思われる名称の差が、恐ろしい結果を生む事実から目を逸らしてはならないと実感する。

最後に「第三者機関」という名称も具体的に検討してみよう。公的立場の人たちの言語使用をチェックすると、見えてくるものがある。第1節で述べた各種委員会名を再度下記に抜き出してみる。

- A 「水俣漁業被害補償斡旋委員会」
- B 「不知火海漁業紛争調停委員会」
- C 「不知火海漁業紛争調停委員会」（「水俣病患者家庭互助会」への補償、見舞金契約）
- D 「水俣病補償処理委員会」（補償の基準を決める「第三者機関」）

1956年5月に水俣病の公式確認をしているにもかかわらず、1959年8月に「漁業被害補償」という名称の委員会を立ち上げるのは、現実とずれているのではなかろうか。水俣病被害者が抜け落ちている。さらに同年11月の「漁業紛争調停」という名称からは、漁業組合同士の紛争を調停するように受け取れる。ここにも被害者が抜け落ちている。同年12月になって、ごっそり抜け落ちていた水俣病被害者の側から異議申し立てがあり、「紛争調停委員会」という名称の委員会が「調停」に当たった。そして、ただの「契約書」のなかに、「見舞金」として金額を支払うという説明がある<sup>20</sup>。被害者は被害を被ったという認識をしているのに、新日窒は加害者としての認識を持っていないといういびつな状況がこれら委員会の名称に現れている。1969年の第三者機関としての「補償処理委員会」の立ち上げは、本来補償の基準を決める委員会であるはずなのに、補償処理という表現からは、「水俣の有機水銀中毒被害者」の困窮している人間が抜け落ちている。

## おわりに

水俣病に関する論文では、本稿で3回目になる。今まで先輩たちが築き上げ遺してくれた第一次資料の中で断片を取り出し、倫理学の視点から問題提起をしてきた。ところが、ここにきて言語使用についての素朴な疑問が頭をよぎり、すでに活字になったものとの整合性に頭を痛めている。それは、水俣病がいつからどのような経緯で「水俣病」という名称で呼ばれるようになったのかという（単純といえば単純な）疑問である。これは調べると分かったのであるが（本稿第5節、参照）、では、それまでは「奇病」と書くのがよいのであろうか。言い換えれば、名称を厳密に跡付ける必要があるのかという問題である。名称だけでは「論点先取の誤謬」になる危険性は低いと考えられるが、後の研究者たちのためには、事実に忠実に表現することを提案したい。

法やルール、制度を敗戦で大転換させても、それを駆使する行政府で働く人たちの一人ひとりの座標軸が狂っていたなら、悲劇は避けられない。不完全な人間が不完全な法やルール、制度を駆使して人間の命を守るためには、事件後の検証が有功であると考え。水俣病の第三者機関の委員たち全員の固有名や肩書きまで書きつらねた理由は、責任が固有名に宿り、後々までその固有名が何をどう判断したのかが問いつけられることを重要視したからである。できればその固有名が発言した内容を、議事録（残っていればの話だが）として残し、公開すること

が大切になる。そうすることで、あるポストのAという固有名が陥り易い安易な現状維持の判断や不作為などを、私たち市民が見張ることができ、起こりうる悲劇を減することができると思う。

#### <注>

- 1) 「水俣病」という名称に関しては、「公式発見」の時点では原因が分からず「奇病」と呼ばれていた。それ故「水俣病の公式発見」という表現はおかしいのであるが、「奇病の公式発見」というのも変なので、ここでは通例の表記に従う。尚、「水俣病」という名称が使用されたいきさつについては本稿第5節を参照。
- 2) 熊本県は、1957年3月(20日)、水俣市に対して想定危険海域での自主的操業の禁止等を含む要望書を送っている(『水俣市における奇病発生に伴う漁業対策要望書』、『水俣病事件資料集上』葦書房、所収、資料番号226)。熊本県は同年7月の段階では、「食品衛生法第4条」の適用を、原因が分からないとして逡巡しており、摂食しないようにとの行政指導で対処しようとしている(『水俣市奇病対策打合せ概要』1957年7月30日。『水俣病事件資料集上』葦書房、所収、資料番号234)。尚、水俣病関西訴訟最高裁判決(平成16年10月15日、第二小法廷判決、平成13年4月27日、大阪高等裁判所)では、「食品衛生法」の不適切に関して、国や県に違法性はないとの判断を下している。「食品衛生法」第4条が規定しているのは、「有毒な」物質が含まれているものなどの販売禁止であって、「有毒な疑い」(1972年に「有毒な疑い」と改正)のある魚すべてを禁止するわけにはいかないというものである。また、販売禁止は「営業者」に対する規制であって、漁民たち自家摂取しているものたちは規制の対象外であるとの理由である。これに対して阿部(2006年)は、それは「全くの形式論」で事態の緊急性を無視していると反論している(阿部泰隆「行政理論からみた水俣病最高裁判決の評価」、『水俣病研究4』弦書房、2006年、所収、12頁参照。)
- 3) このメンバーの中には新日窒の関係者が3人も含まれていたという(宇井(1968年)、71頁)。
- 4) 『水俣病事件資料集上』葦書房、資料番号199』参照。但し、本文表記中の括弧内の肩書きは本資料のものではない。
- 5) 「水俣病原因物質としての「有機水銀説」に対する見解(第一報)」(『水俣病事件資料集上』葦書房、所収、資料番号122)。
- 6) この時点で、組合員の何人かは水俣病の真相を知っていたらしい(宇井(1968年)、107頁)。
- 7) 『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、資料番号329。
- 8) 『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、資料番号305。
- 9) 宇井(1968年)、119-131頁を参照した。
- 10) 『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、資料番号303、304。但し、本文表記中の括弧内の肩書きは本資料のものではない。
- 11) 「告発」号外、1970年6月14日。
- 12) 原田正純『水俣が映す世界』日本評論社、1989年、69頁。1962年以前の死者は320万円~400万円。1963年以降に死亡すれば、145万円~290万円というもので、大阪ガス爆発の補償金の最高額1,900万円と比べると、額の低さが際立っている。
- 13) 以下の引用は、アダム・スミス『国富論』からの引用だが、内田の翻訳をそのまま使用している。他の箇所も同様である。尚、「労働者の団結」、「雇い主の団結」は、水田洋監訳では「職人たちの団結」、「親方たちの団結」となっている。『国富論1』水田洋監訳、杉山忠平訳、122-3頁参照。
- 14) アダム・スミス『国富論1』水田洋監訳、杉山忠平訳、岩波文庫、2000年、132頁、参照。

- 15) 内田 (1971年)、192頁。マルクス『資本論 2』岡崎次郎訳、大月書店、1972年、第 8 章 労働日、第 6 節、第 7 節、参照。
- 16) ここでルソーは、ホッブスの「利己心、自尊心」(amour-propre) に対して、「自己愛、自愛心」(amour de soi, amour de soi-même) を対置する。そして、ホッブズに欠けていたもう一つの人間の原理として「憐れみ」(pitié) の情を付け加える。ルソーのいう自然人、つまり私有財産制度が出現する前の自然人は、「自己愛」と「憐れみ」という二つの感情のみを持っていた。(ルソー『人間不平等起源論』岩波文庫、本田喜代治・平岡昇訳、71-75頁、「ルソーの注 (o)」181-2 頁、参照。)
- 17) アダム・スミスは「野心」は、人間を欺いて、土地を耕作させ、家屋を建築させ、都市と公共社会を建設させ、科学と技術の発明改良に貢献するとしている。(アダム・スミス『道徳感情論下』水田洋訳、岩波文庫、2003年、16-25頁)。
- 18) アダム・スミスは、『国富論』第 4 編第 7 章でオランダやイギリスの東インド会社で働く人たちの横暴について指摘している(『国富論 3』水田洋監訳、杉山忠平訳、岩波文庫、2001年)。
- 19) 「ノミナリズム」(nominalism) ともいう。実在するものは「個物」だけで、「普遍 (一般的なもの)」は名前だけで実在しない、とする考え。太郎、次郎など、一人ひとりの人間は実在する。しかし、「人間」一般的なるものはどこにもない、とする考え(思想の科学研究会編『増補改訂 哲学・論理用語辞典』三一書房、1993年、参照)。
- 20) 「言語の起源に関する論文」(アダム・スミス『道徳感情論下』水田洋訳、岩波文庫、2003年、所収、405 頁)。尚、「言語の起源に関する論文」は、本書第 3 版より収録された。
- 21) 田中浩「日本におけるホッブズ研究について」(世界の大思想13『ホッブズ リヴァイアサン<国家論>』河出書房新社、1966年所収、「解説」507-512頁)。永井道雄「恐怖・不信・平和への道」(中公バックス 世界の名著28『ホッブズ』中央公論社、1979年、所収、40頁)。
- 22) 「毎日新聞」朝刊、2008年 9 月13日付。
- 23) 以上は、水俣市水俣病資料館編『水俣病—その歴史と教訓—』2000年、10頁、を参考にした。
- 24) 齊藤恒「水俣への思い」(水俣病公式確認五十年誌編集委員会編『水俣病の50年』海鳥社、2006年、所収、363-4 頁)。M教授は「水俣病」という名称ではなく、「熊本のメチル水銀中毒」、「鹿児島島のメチル水銀中毒」、「新潟のメチル水銀中毒」とい名称を提案している。
- 25) 水俣市水俣病資料館編『水俣病—その歴史と教訓—』2000年、10頁。
- 26) 栗原彬編『証言 水俣病』岩波新書、2000年、8 頁。ちなみに筆者は、これまでの論文の中で「水俣病被害者」という用語を一貫して使用してきた。拙稿「企業と倫理」2007年、「水俣病における第二次被害」2007 年、参照。
- 27) 『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、資料番号104。

#### <引用文献ならびに参考文献>

- 色川大吉「不知火海民衆史」(『色川大吉著作集第 4 巻 地域と歴史』所収、筑摩書房、1996年)。  
色川大吉編『水俣の啓示—不知火海総合調査報告—上・下』筑摩書房、1983年。  
宇井純『公害の政治学—水俣病を追って—』三省堂新書、1968年。  
内田義彦『日本資本主義の思想像』岩波書店、1967年。  
内田義彦『社会認識の歩み』岩波新書、1971年。  
宇沢弘文『自動車の社会的費用』岩波新書、1974年。

- 川本輝夫『水俣病誌』世織書房、2006年。
- 栗原彬編『証言 水俣病』岩波新書、2000年。
- 最首悟・丹波博紀『水俣五十年 ひろがる「水俣」の思い』作品社、2007年。
- 齊藤恒「水俣への思い」（水俣病公式確認五十年誌編集委員会編『水俣病の50年』海鳥社、2006年、所収）。
- 庄司光・宮本憲一『日本の公害』岩波新書、1975年。
- スミス、アダム『国富論1～4』水田洋監訳、杉山忠平訳、岩波文庫、2000～1年。
- スミス、アダム『道徳感情論上・下』水田洋訳、岩波文庫、2003年。
- 田中浩「日本におけるホップズ研究について」（世界の大思想13『ホップズ リヴァイアサン〈国家論〉』水田洋、田中浩訳、河出書房、1966年、所収、「解説」より）。
- 永井道雄「恐怖・不信・平和への道」（中央バックス 世界の名著28『ホップズ』永井道雄、宗片邦義訳、中央公論社、1979年、所収）。
- 高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年。
- 都留重人編『資本主義と公害』岩波書店、1968年。
- 水俣病研究会編『水俣病事件資料集』上巻、葦書房、1996年。
- 原田正純『水俣病』岩波新書、1972年。
- 原田正純『水俣が映す世界』日本評論社、1989年。
- 原田正純・花田昌宜編『水俣学研究序説』藤原書店、2004年。
- ホップズ、トマス『リヴァイアサン1～4』水田洋訳、岩波文庫、1992年、改訳版。
- マルクス、カール『資本論2』岡崎次郎訳、大月書店、1972年。
- 水田洋『近代人の形成—近代社会観成立史—』東京大学出版会、1954年。
- 宮澤信雄『水俣病事件四十年』葦書房、1997年。
- ルソー、J.-J.『人間不平等起源論』本田喜代治・平岡昇訳、岩波文庫、1972年、改訳版。
- 拙稿「企業と倫理—公害問題を哲学的に読む—」（『九州共立大学経済学部紀要』第108号、2007年。）
- 拙稿「水俣病における第二次被害—普遍論争の視点から—」（『九州共立大学経済学部紀要』第109号、2007年。）
- 熊本日日新聞社編『水俣から、未来へ』岩波書店、2008年。
- 水俣学研究叢書I『水俣病にたいする企業の責任—チソの不法行為（復刻版）』熊本学園大学水俣学研究センター、2007年。
- 水俣病公式確認五十年誌編集委員会編『水俣病の50年』海鳥社、2006年。
- 水俣病研究会編『水俣病研究4』弦書房、2006年。
- 水俣病50年取材班『水俣病50年—「過去」に「未来」を学ぶ—』西日本新聞社、2006年。
- 熊本日日新聞社編集局（編）『水俣病写真報道集50年』熊本日日新聞社、2006年。
- 水俣市水俣病資料館編『水俣病—その歴史と教訓—』2000年。
- 思想の科学研究会編『増補改定 哲学・論理学用語辞典』三一書房、1993年、増補版。
- Hobbes, Thomas "Leviathan" Pelican Classics, 1968.
- Rousseau, Jean-Jacques 'Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les homes', Oeuvres politiques, Classiques Garnier, 1989.
- Smith, Adam "An Inquiry into The Nature and Cause of The Wealth of Nation" Edited by Edwin Cannan, The Modern Library, New York, 1937.
- Smith, Adam "The Theory of Moral Sentiments" Edited by D. D. Raphael and A. L. Macfil, Clarendon Press, Oxford, 1976.

# Approaches in Preparing Japanese Students for Employment Interviews in English

Daniel Droukis

## **Introduction**

In the vast array of goals that teachers develop for language classes are those goals of developing the skills that students will need in the navigation of the English employment interview. These interviews will often be required of those Japanese who are interested in employment with foreign companies or those Japanese companies which do business abroad ; in short, almost any large Japanese business. The existence of these important interviews will require the language teacher to consider a task-based approach in teaching students in the preparation for the eventual interviews that they will encounter in search of future employment. This paper will examine the task-based methods of preparing for these interviews and what the students will encounter in the process of preparing for and succeeding in performing the English employment interview and suggest possibilities for the university curriculum to include some emphasis on these interviews in an effort to provide more support to students who are attempting to enter industries which require a certain level of English-speaking proficiency in order to perform their jobs.

## **What is the task-based approach?**

When we are presented with the course that will focus on the ability of the students to perform tasks such as navigating the interview test, we will need to design tasks which will help those students prepare for a very specific goal. Designing tasks that are communicative will be essential for these students as they will be of a very practical

nature. As Nunan (1988) lists in the characteristics of the communicative approach we can see that these characteristics must be considered by those teachers helping students prepare for these interviews.

In the traditional approach the focus is on the language as a structured system of grammatical patterns but in the communicative approach the focus is on communication. In the traditional approach the language items are chosen based on linguistic criteria however in the communicative approach this is determined on the basis of what language items the learner needs to know in order to get things done. The items are sequenced on linguistic grounds in the traditional approaches but with the communicative approach this will be determined with an emphasis on content, meaning and interest. There are also differences to be found in the degree of coverage. In the traditional approaches the aim is to cover the whole picture of language structure by systematic linear progression however in the communicative approaches the aim is to cover ; in any particular phase, only what the learner needs and sees as important.

The view of language is also seen to be different in the two approaches. In traditional approaches a language is viewed as a unified entity with fixed grammatical patterns and a core of basic words, while in the communicative approaches, the variety of language is accepted and seen as determined by the character of particular communicative contexts.

The type of language used in traditional approaches is formal and bookish while the communicative approaches emphasize everyday language. The students are regarded as being successful when they are able to produce formally correct sentences. The aim of the communicative approaches is to have students communicate effectively and in a manner appropriate to the context they are working in.

The language skills that are emphasized will also be an important consideration. In this instance, reading and writing are the language skills emphasized in the traditional approaches while with the communicative approaches spoken interactions are regarded as at least as important as reading and writing. The roles in the classroom are traditionally teacher-centered while with the communicative approaches the roles will be student-centered. We can also see differences in the treatment of errors and error correction. In the traditional approaches incorrect utterances are seen as deviations from the norms of standard grammar while with the communicative approaches partially correct or incomplete utterances are seen as such rather than just wrong. Students who are able to communicate ideas that are understandable regardless of the correctness of grammar usage will be seen as giving acceptable responses.

The final aspect of the connection between the traditional approaches and the communicative approaches is that of the similarity/dissimilarity to natural language learning. With traditional approaches the emphasis is on the form of the utterances rather than the content. The reverse is true of the communicative approach in that the content of utterances is emphasized over form. (Quinn adapted in Nunan 1988 : 26-28)

### **Task-based teaching methodology**

Ellis (2006) tells us that there are two methodological procedures for teaching tasks. The first is how these procedures are related to the task-based syllabus and the conversion into actual lessons. The second is how the teacher and students are to participate in the lessons. Ellis deals with the how these procedures are related and the conversion into actual lessons in his 2006 article and we will provide concrete examples here to illustrate how the students and teachers actually participate in the lessons.

The design of the task-based course Ellis notes is a three-step process which is similar to those proposed by others (Estaire and Zanon 1994 ; Lee 2000; Prabhu 1987 ; Skehan 1996 ; Willis 1996) and outlined in a similar fashion. These steps (or phases as Ellis calls them) are pre-task, during task and post-task.

In the pre-task phase the students are prepared for performing the task so that it will enhance their ability at acquisition. In this phase Lee (2000) describes how important it is to “frame the task”. The students need to know what they are required to do and what kind of results they should expect from their efforts. The task should also be presented in a way that motivates the learners. Dornyei (2001) is mostly concerned with what is called “whetting the students’ appetites” to perform the task and to help them to perform the task. Skehan (1996) suggests alternative pre-task alternatives that would be helpful in making the likelihood of success in performing the task much higher. In a procedural sense these alternatives can be engaged in any one of four ways :

Supporting learners in performing a task similar to the task they will perform during the task-phase of the lesson.

Asking students to observe a model of how to perform the task.

Engaging the learners in non-task activities designed to prepare them to perform the task

Strategic planning of the main task performance. (Ellis 2006 : 3)

The pre-task Ellis points out was an essential aspect of the Communicational Teaching Project (Prabhu 1987). In this activity the whole class, including the teacher

were involved in the activity. The task had similar content to that which would be found in the main task. In Prabhu's project the task was done through questions and answers given after the pre-task was completed. The teacher was given the lesson plan which included the pre-task and a set of graded questions. The pre-task, which can be considered as a kind of demonstration, is clearly defined as, "a task in its own right" by Prabhu and it is used by the teacher to bridge the gap for the student to the next level of language learning.

Modeling the task can be one way to have students observe the task without actually going through the motions of carrying out the task. In observing this model the students can see how the task can be done 'ideally' Nunan has suggests a list from Rubin and Thompson (1982) with glosses from Candlin and Nunan (1987) (in Nunan 1989) as ways in which students can be taught to become independent :

*Finding your own way* : Helping learners to discover which methods of learning work best for them. Learners discover other ways of learning from others in the class to learn in as independent as they can.

*Organizing information about language* : Developing ways for learners to organize what they have learned through making notes and using them for easy reference.

*Being Creative* : Experimenting with ways of creating and using language including new ways of using words, playing with arrangements of sounds and structures, inventing imaginative texts and playing language games.

*Making your own opportunities* : To learn language actively by performing in class through interacting with fellow students and the teacher, asking questions, listening to the language, reading various kinds of texts and practicing writing. Rehearsal is of great importance in the class.

*Learning to live with uncertainty* : Not always relying on safe answers but trying to work things out with resources such as dictionaries. Helping learners to keep on talking and trying to understand the gist of texts rather than every language item in them.

*Using mnemonics* : Helping the students to find ways to recall what they have learned, quickly through using rhymes, word associations, word classes, particular contexts of occurrence, experiences and personal memories.

*Making errors work* : Learning to live with errors and helping learners to prevent errors from blocking their participation in tasks. Helping the learners ask for error correction and learning from the errors they make thus allowing them to

understand the extent of the gravity of certain errors.

*Using your linguistic knowledge* : Helping learners make comparisons with what they know about language from their mother tongue and building on what they have already learned in terms of rules and conventions for language use.

*Letting the context help you* : Helping the learners to understand the relationship between words, sounds and structures, developing the ability to infer meaning from context, background information and out-of-class experience.

*Learning to make intelligent guesses* : Developing the ability to work out meanings. To focus on the main parts of a message and relate these to the overall text and context. To guess on the basis of probabilities of occurrence and meaning then trying to work out what is relevant from the text.

*Learning formalized routines* : Encouraging students to learn routines and whole phrases such as idioms, routine expressions, sound sequences and dialogue extracts as examples of ways of expressing interpersonal functions.

*Learning production techniques* : Helping learners to worry less about accuracy by developing paraphrasing ability, their willingness to ask for help and for using gestures as a way to keep on talking.

*Using different styles of speech and writing* : Developing the learners' ability to differentiate between different styles of speech and writing both productively and receptively. Finding ways to transfer their 'mother tongue' experiences to the new language. (Nunan 1989 : 81–82)

Ellis suggests that there are ways to make the learning process easier on students by providing non-task preparation activities. These activities will help the student to identify the language that they will need to express their ideas and thus will allow them to produce more complex utterances. "Three ways in which the teacher can focus on this vocabulary are ; predicting (by asking the students to brainstorm a list of words related to the topic), cooperative dictionary search (choosing learners to look up words in the dictionary) and words and definitions (learners match a word on a list to a definition)". (Ellis 2006 : 5). In this way we can help the learners to go from learning the new vocabulary to incorporating the use of that vocabulary into actual communication with less difficulty thus making the learning process move more smoothly and allow for increased learning in terms of amount learned and the speed at which the learner is able to absorb the new material.

**Tasks and the interview test**

These aspects of the communicative approach outlined above will have a direct influence on students preparing for English interviews. It should be clear that the emphasis of the communicative approach within a given language classroom will be of great benefit to the student who is preparing for such English-language interviews in Japan. Students will need to be more concerned with giving correct and complete responses that are understandable and communicate ideas. Emphasis on teaching students to do interviews will require that students think more carefully about content, meaning and interest. Conversely, the questions that the teacher asks will also need to be prepared in concern for these aspects.

Students will need to “find their own way” in learning how to answer the questions of the interview test. These questions can be highly personal thus requiring a specific personal response that no one else can prepare for them. This simple fact forces the student into independent learning to make his or her way through the interview process. They may hear responses from other students which use certain language but the content of the response by its very nature must be all their own.

The students will need to “organize the information about language”. Making notes is suggested as a way to prepare language and thus also to prepare responses to those questions the learner will be asked in the actual interview. There may be questions which require a long response that is complex but it may also be true that the response will need to be short and to the point. An example is given here :

**Examiner : Please tell me your examinee number, your name and the name of your school.**

**Examinee : Number 2347. My name is Junko Higuchi. Kyushu Kyoritsu University.**

The response below will be equally acceptable to the one given above :

**My number is 2347. My name is Junko Higuchi and I am currently attending Kyushu Kyoritsu University in Kitakyushu.**

In preparing for the interview, grammar study can be a difficult area to focus on. Of course, student responses will need to be grammatically correct. However, this grammatical efficiency may be sacrificed in favor of speedy comprehensible responses.

Thus, leaving the need for worrying about grammar to be less of an obstacle than one may originally be concerned with. The same may be said for the grammar study that Quinn referred to as "bookish". This type of grammar concentration will more than likely be sacrificed for the sake of clarity and speed. Language skills are equally important but given the nature of the task at hand a focus on listening and speaking will be of the utmost importance to these students.

**Examiner : Did you sleep well last night?**

**Examinee : Yes. I slept quite well. I went to bed at eleven o'clock and got up at six o'clock.**

This accurate but rather lengthy response would therefore be best substituted for a direct and more concise response such as this :

**Examinee : Yes I did. Thank you.**

**Examinee : No. I had a lot of trouble sleeping.**

The students who produce language that is acceptable will be more likely to be successful in completing the interview task. As explained by Quinn, the student who can communicate in the proper context will be successful. Those students who go on to have employment interviews can be assured that their responses will be accepted as correct if the views of Quinn are adhered to. Unfortunately for the student, this may not always be the case as the interviewers or institutions may have their own private agenda in regards to acceptable responses to given questions. Indeed, the employer or institution may have a strict interpretation of what is an appropriately acceptable response to a given question.

*Being creative with the language* is also suggested by Rubin and Thompson as found in Nunan (1989). They suggest using new ways to use words. In the classroom preparation for general language ability this will be a useful activity but in the critical preparation for the interview this may cause the student to be overly wordy in responses and thus more likely to make errors in grammar or simply be difficult to understand. In the classroom rehearsal is thought of as a very positive activity and this is also true of preparation for the interview test. Students who are given the opportunity to write out responses and then practice them in mock interview tests will be making their own

opportunities as suggested by the authors.

**An example of where the students will need to use creativity in their responses can be seen in the following questions :**

**Q : Have you ever boarded one of our airplanes?**

**Q : Please give us your impressions of the flight attendants on that flight.**

This will require a specific answer which cannot be prepared and will need a variety of vocabulary that the student may or may not be able to use. These questions can be practiced but will be very individual in response as no two answers will be alike. Those who practice responses may find that these responses will be looked upon as something that has been overly rehearsed and will give a bad impression to the interviewer thus reducing the applicants chances for success.

*In learning to live with uncertainty* students face a great challenge. While they have studied a variety of interview questions and interview scenarios they will not be able to predict with any certainty what questions they may be asked. This leaves the student feeling more apprehension toward the interview by believing that there is really no real way to prepare for it. The lone comforting aspect for the student is that there are themes that can be found in most interviews for which the student can prepare. These themes include ; introductions, reasons for applying, school life, overseas travel, marriage and hobbies. With this general knowledge the student will be able to give some thought to possible responses to questions covering these themes.

**Similar to the example sighted above, the student will have to deal with uncertainty. Examples of questions that add to this sense of uncertainty are the short speech questions that can sometimes be asked.**

**Q : Please make a two-minute speech on “some impressive sights in Japan”.**

**Q : Please make a two-minute speech on “a mothers place in the home”.**

*Using mnemonics* will make answering questions much easier for the students because they will be able to refer to their own personal experience and compare their answers to others who will most often have similar experiences and thus will be giving similar answers to questions in regard to their own personal experiences. The only differences will be for those who are high school graduates with no college experience in the same

group with those who are currently in college or are recent graduates. Students who are able to give a chronology of their lives will be more likely to be able to handle the interview with more confidence. Recent high school graduates will be more likely to have less to say which can turn out to be an advantage because they will have less chance to make errors in statements due to the limited nature of their response.

**Questions such as these require the student to have some experiences in the area being asked about.**

**Q : Do you have a part-time job? Have you ever had a part-time job?**

**Q : What kind of job is it?**

*Dealing with making and correcting errors* can be problematical. Students will always want their incorrect responses to be corrected but in the classroom this can sometimes serve to be time consuming with little overall benefit. The nature of the short response to certain interview questions can make correcting them a little easier and also the students can be encouraged to correct the responses of other students which can help make the activity a less threatening experience. Teachers may be more likely to want to correct each incorrect response for fear that the student will learn to produce a response that will lead to a less favorable evaluation during the interview process. However, experiences with students taking airline interview tests have shown that the questions posed to students during these interviews often required less of a response than those questions practiced during the preparation time. This may not always be the case thus students should be prepared for any kind of situation regarding the ease or difficulty of potential interview questions.

**Among the many questions that can be difficult for the student to answer are questions about vital statistics. An example of a particularly simple sounding yet tricky question is the following :**

**Q : Please tell us your height, weight and eyesight.**

**Students will tend to want to answer each fact with the same form of sentence which is impossible. Errors in answering this question can be seen in the following response :**  
**I am 160cm tall. I weight 45kg. I am 1, (comma) 0 (zero) eyesight.**

Practicing the above response usually leads to the student with a great deal of

overconfidence. The students believing that this question is too easy eventually find that they have made an error in at least one area of the response.

*Using your linguistic knowledge* can be problematical for Japanese as word order in sentences differ so much from English. Also, students learn that there are “loan words” from other languages which they often assume to be from English. One of the most common mistakes in this regard is the Japanese use of the word for part-time job which is a loan word in Japanese, “albeit”. This word is often assumed to be from English but is of course a derivation of the German word which means “work”. Convincing students that this is not English is a difficult task for the language teacher.

**Loan words can be a major problem for students preparing for interviews. Many words that actually have become part of the Japanese language are either pronounced in an incorrect fashion (“katakana” English) or are simple odd uses of the original English word.**

**Q : Do you live in a house, apartment or condominium?**

**A : I live in a mansion. (condominium)**

**Q : What does your father do?**

**A : He is a salaryman. (sic) (company worker)**

**Q : Do you have any licenses?**

**A : Yes for pasacom (sic) (personal computer) and wapro (sic) (word processing)**

*Letting the context help you* refers to the students developing the ability to recognize the relationships that exist between words, sounds and structures and how the students will develop the ability to infer meaning from the surrounding words and structures. This can be attained through making connections between the classroom experience and what the students have learned through their own personal experiences outside of the classroom. This aspect can also be problematic as students in non-English speaking countries such as Japan will have fewer opportunities to gain personal experiences in the language outside of the classroom. Teachers will be charged with the responsibility of guiding the students toward opportunities to use the language that may have not occurred to them

Since the students will be giving a lot of personal information it may be desirable to allow them to work on conversations where this kind of information can be given in a natural setting. The more opportunities the student has to talk about this information, the more likely it will be that the student will feel comfortable with it during the interview. An example of a partial interview can be seen here. The relationship between the content of this interview and that of most common conversation textbooks will be clear.

#### Introductory Interview

**Q1 : Please tell me your examinee number, your name and the name of your school.**

**A1 : It is 347. My name is Akiko Shimada. I am a senior at Kyushu Kyoritsu University.**

**Q2 : Did you sleep well last night?**

**A1 : No, I did not. I was a little nervous.**

**Q3 : What time did you get up this morning?**

**A3 : I got up at six.**

**Q4 : What did you have for breakfast?**

**A4 : I had toast, eggs, salad and tea.**

**Q5 : How did you get here today?**

**A5 : I took the JR Line to Hammamatsu cho and changed there for the monorail.**

**Q5 : Are you still nervous?**

**A5 : Yes. I am still a little nervous.**

*Learning to make intelligent guesses* where the students are taught to develop the capacity to work out meanings will go a long way toward helping the students boost their personal comprehension skills as they learn how to guess the meanings of words from given sentences and looking at the context of the words in those sentences. These guesses will be based on probabilities of occurrence and meaning. Then the students will be better able to determine what may be relevant and irrelevant in comprehending the meaning within a given passage. Once the student has attained this level then they will be better able to respond to a wider variety of questions which may contain vocabulary that is not immediately clear to the learner. The likelihood of this occurring within an employment interview is quite high due to the wide variety of topics and thus vocabulary that may be found within any interview test.

This aspect of the interview is one that may cause the most concern for the student and may result in the most errors in grammar or understanding.

Q1 : Tell me about your major?

A1 : I am 165cm tall.

In this instance the student has made an intelligent guess. It is incorrect as the student has confused 'major' with 'measure' but it does exhibit the fact that the student was able to make an intelligent guess about a word that she knew. This is less likely to be judged as harshly because the student has made a guess based on experience.

Q2 : Do you know who the prime minister is?

A2 : No, I don't.

Again, the student has made a guess. She doesn't know the meaning of the term "prime minister" but she does understand that the question usually requires a yes-no answer and has answered accordingly.

*Learning formalized routines* will also be important as the students should be encouraged to learn whole phrases or idioms. Using these expressions can be important in giving the students a personal identity with the language as they develop language and phrases that they feel comfortable with and can use in a variety of speaking situations. Students who are exposed to example dialogues of given situations will be able to see how these formalized routines are used in actual conversation and then will be more likely to be able to imitate these formalized routines in their own actual conversations outside of the classroom.

A simple example of this would be in the question below :

Q1 : Who do you respect?

A1 : I respect my mother.

A2 : I respect my history teacher.

A3 : I respect Mother Theresa.

The student in this simple example has learned how to correctly identify the person they respect in a simple and correct manner that cannot be disputed or corrected. It is to the point correct and also demonstrates an understanding of the correct use of the word 'respect' while giving factually correct (we assume) information.

*Learning production techniques* occurs when the teacher makes efforts toward helping the student to be less concerned with making errors and more concerned with developing a sense of fluency. This would include encouraging the student to ask for help and use gestures. Anyone who has taught for any length of time will know that these can be extremely difficult areas for the student to make progress. Particularly in the area of asking for help we can see in Japan that students will be very hesitant to ask questions in the classroom thus will be unable to correct errors to confirm correct responses. These students will also have difficulty in developing the ability to paraphrase. Gestures, as well can be very difficult to encourage as students may tend to want to blend in with others rather than bringing attention on themselves which is exactly what the use of gestures will do in spite of the fact that the use of these gestures will make their ability to communicate ideas much easier and faster.

*Using different styles of speech and writing* involves developing the students' ability to both productively and receptively differentiate between different styles of speech and writing. The students will find ways of transferring their mother tongue experiences of these differences into English (Nunan 1989 : 81-82). Activities have been suggested which allow the student to think about the language they are using. A student as independent learner is suggested by Dickenson (1987 in Nunan 1989 : 83-84). Students who are learning to prepare for the interview will need to be concerned with more independent learning as their answers will be by their very nature different and more personal than that of their classmates :

- 1 . Practical reasons : *In some situations, it is impossible for learners to attend regular classes. For these learners, it is a matter of self-instruction or nothing.*
- 2 . Individual differences : *Self-instruction enables us to cope with differences in aptitude, cognitive styles and strategies, and learning strategies.*
- 3 . Educational aims : *Self instruction facilitates the development of strategies which seem to characterize the 'good' language learner. It also promotes autonomy and fulfils requirements for continuing education.*
- 4 . Motivation : *Self instruction can have a positive effect on motivation.*
- 5 . Learning how to learn : *This reason cuts across several of the others already summarized. Finding out about learning processes, planning learning and then using appropriate and preferred strategies is a basic and important educational objective. (Dickenson in Nunan 1989 : 83-84)*

For those students who are unable to attend for practical reasons there may be little

that can be done on a practical level to help them in preparation for the interview. Reviewing potential questions individually may be suggested but it is often the case that the student may be well aware of the question and appropriate responses but without the experience of performing the actual interview the student may be lost. Individual differences can also be problematic but there are often great similarities among students which cannot be overlooked. They are often of similar age, background, educational experience, language experience and maturity. One area that may put one student over another is that of using the language in a practical manner ; that is that they have had extensive experiences with the language overseas. These students will most often be at a greater advantage over those with little or no overseas language use. Motivation is also of a similar rate of occurrence among students. Except for the occasional student who decides on an alternative career these students are likely to be highly motivated and thus be quite likely to engage in independent learning. These students are also more aware of learning how to learn and many will have already attained the ability to discover on their own how best to learn more completely and extensively.

### **Conclusion**

We have examined here the task based methods and the connection to the interview test which many high school and university graduates will experience as they attempt to attain employment with foreign companies or those businesses in Japan doing work overseas. In connecting this to the task-based approach in language teaching we can see that we are able to have a positive influence on those students who are preparing for such employment interviews. We have seen that in trying to make the students more independent we can help them be more capable of navigating the English interview in a way that will make them more attractive to potential employers. By making the learners better organizers of information we can allow them to better process the language that they will need to successfully complete any language interview. By giving the students the opportunity to interact with their classmates more we can allow them to rehearse any possible language interaction that they may be called upon to perform in the language interview whether it be to answer direct questions, make comments or in some cases to make short speeches on certain chosen topics. Through such practice students may become overly comfortable with the situation and thus we will need to teach them to live with the uncertainty of the interview by learning to understand the gist of texts

and conversations rather than each conversation word for word.

The students will need to find ways to recall what they have learned more quickly as the interview will allow little opportunity to delay or carefully consider an appropriate response. Regular language lessons often offer such opportunities even if the concentration is not on preparing for the interview. Errors must be treated with caution. Students should be encouraged to respond with less concern for errors and only be corrected when such correction allows them to learn from their errors. In making intelligent guesses the student should be able to work out the meaning of certain questions through the understanding they have developed about the relationship of words to each other. While this will not be useful in the sense of understanding from the context of a conversation since there is none it is possible to decipher the meaning of a given question from the vocabulary that the student recognizes while trying to filter out the vocabulary that is not being understood because this will be useless in responding to the given question. The same can be true for the student to make intelligent guesses about the meanings of words and phrases through the words or phrases that they may already know. If the students learn how to produce language through paraphrasing or through the use of gestures will be increasing the likelihood of making a correct response.

We can also see that the students will need to know about certain topics which are commonly found in such interviews. (See appendix) If we can help the students to better be able to feel comfortable with the language in an interview or one-to-one conversation then we will be making great strides toward preparing Japanese students for work in the English-speaking world.

### **Appendix One**

Theme : Reasons for applying

Q1 : Why do you want to become a flight attendant?

A1 : Because I like work that brings me in contact with people and that requires some physical activity.

A2 : When I traveled on your airline I was impressed with the way the flight attendants worked. I decided that that's the kind of work I'd like to do.

A3 : Because I think its work that a woman can do well. I believe that it is a very worthwhile job.

A4 : Because I like English and I'd like to get a job that will allow me to make good use of my knowledge of English.

Q2 : Why are you interested in working for our company?

A1 : Because I believe you are a well known, leading company with lots of promise.

A2 : I made comparisons of several airlines and I like the way your company operates best of all.

A3 : I have an acquaintance who works for your company as a flight attendant.

Listening to her talk about her work, I decided to become a flight attendant myself.

A4 : When I flew on your airline while I was a student, I was very favorably impressed by the way I was treated by your flight attendants.

Q3 : Why do you want to leave your present job and become a flight attendant?

A1 : Because I'd like to do something more active than desk work.

A2 : Because I'd like to broaden my horizons and my outlook.

A3 : Because the job of flight attendant has many attractive points that are lacking in my present position.

## Appendix Two

Theme : School life

Q1 : Please tell me about your major.

A1 : I'm in the English Literature department at Kyushu University and my major is English Literature. I'm especially interested in O. Henry and am fascinated by his unique life.

A2 : I'm a student in the Department of Japanese Literature at Waseda University. I'm majoring in Economics.

A3 : I'm in the Law Department at Nihon University and I am majoring in Civil Law. I think it is a very important subject and closely related to our lives.

Q2 : How did you study foreign languages at school ?

A1 : I practiced speaking English with the other students in the ESS. Also, we invited a foreign instructor once a week and practiced free conversation.

A2 : I recorded FEN and asked my teacher about the phrases I didn't understand to improve my listening ability.

A3 : I tried to speak to foreign instructors as much as possible when I was in school. I also took part in a home stay program in the U. S. for a month during the summer vacation.

Q3 : What extracurricular activities did you participate in as a student?

A1 : Because I wanted to get a job in which I could use English, I belonged to the ESS-

that is the English Speaking Society.

A2 : When I was in junior and senior high school, I belonged to the tennis club. And when I was in junior college I was in the golf and tennis clubs. In high school I participated in the inter-high school competition.

A3 : I belonged to the tea ceremony and flower arranging clubs. At first, I just wanted to find out more about them but as I continued I learned more about the depth of traditional Japanese culture.

### Appendix Three

Theme : Work

Q1 : Once you become a flight attendant, what kind of service would you like to offer?

A1 : I will keep smiling and create a friendly atmosphere.

A2 : I will always try to keep in mind the kind of service the passenger expects.

A3 : I am good at taking care of babies and children, so I think I could give good service when there are many families on board.

A4 : I'd like to offer service to satisfy passengers of all ages.

Q2 : Do your parents agree with your wanting to become a flight attendant?

A1 : Yes. They support me in this.

A2 : Yes, they do. It's a very competitive job but they have encouraged me to do my best.

A3 : In the beginning, they were against it, but I spent a lot of time convincing them. Now they both support me.

Q3 : This job is harder than it seems. Are you sure you can carry it out?

A1 : Yes, a woman who graduated before I did and became a flight attendant told me a lot about the job. I realize that it requires a lot of physical exertion.

A2 : Yes, I flew on international airlines many times and I know how hard a flight attendant's work is.

A3 : Yes, there are different aspects to any job. I know that it may be hard in the beginning, but I will do my best to get through it.

### Appendix Four

Theme : Overseas Travel

Q1 : have you ever traveled abroad?

A1 : I've been to Guam, Singapore and Hong Kong. I enjoyed sightseeing on the tours I took to those places.

A2 : I went to Hawaii with a friend during summer vacation last year. I had a good time wind-surfing and shopping. I had many chances to speak English and increase my confidence in the language.

A3 : When I was a sophomore, I traveled around Europe for a month with a friend. We set our own itinerary. It was very difficult to make arrangements for planes, trains and hotels but it was a good experience.

A4 : Unfortunately, I have never been abroad, but I plan to go to Europe after I graduate from junior college.

Q2 : Have you ever lived abroad?

A1 : Yes, I have. When I was a second year high school student, I stayed with a family in a suburb of Los Angeles for a month during my summer vacation.

A2 : My father was transferred to New York and lives there by himself so my mother, sister and I visit him for about a month every summer.

A3 : Because my father works for a trading company, I lived in London from the time I was in junior high school until I became a second year high school student. I have many English friends and I'm confident of my ability in English.

A4 : No, I've traveled abroad but never lived abroad.

### Appendix Five

Theme : Self introduction

Q1 : Please introduce yourself.

A1 : I'm a student at Keio University, where I am majoring in English Literature. I have been interested in English ever since I was in junior high school. I studied English by radio.

During my summer vacation last year, I took part in a home stay program in England for a month. I made friends with a lot of people in England, and because of that, I've come to like English even more. I will continue to brush up on my English.

A2 : Maybe it is because I am the only girl in my family but people say that I am generous, cheerful and frank.

When I had to change schools because my father was transferred, I was able to adjust quickly to a new environment. I found that I could make friends with almost anyone.

I believe my character is fit for the job of flight attendant.

A3 : I love sports. I've played basketball for ten years and I am on the university basketball team. I was the captain last year.

The most important thing in basketball is teamwork and I've learned how difficult it is to get the team members to work together. I would like to make good use of this experience in my job.

Q2 : What could you tell me in order to promote yourself?

A1 : When I was a student, I worked part time at a hotel. From that experience I learned that staying healthy and keeping a good attitude were important in order to take care of customers with a smile. I believe this is also true of the job of flight attendant.

A2 : I am a cheerful person. I can mix well with people and I can cope well with any situation. I believe I am very well suited for flight attendant work which will put me in contact with a lot of people.

A3 : I seem to be considered a kind of trouble-shooter by my friends. They come to me with their problems or disagreements or to get my advice. It is a role I am comfortable with. I think that working as a flight attendant is right for me because it means working with people. ☒ 1

### REFERENCES

Candlin, C. and D. Nunan. 1987. Revised Syllabus Specifications for the Omani school English Language Curriculum. Muscat: Ministry of Education and Youth.

Dornyei, Z. (2001) Motivational Strategies in the Classroom. Cambridge : Cambridge University Press.

Ellis, R. (2006) "The Methodology of Task-Based Teaching". Asian EFL Journal. Vol. 8. Issue 3.

Estaire, S. and J. Zanon. (1994) Planning Class work : A Task Based Approach. Oxford : Heinemann.

Lee, J. (2000) Tasks and Communicating in Language Classrooms. Boston : McGraw-Hill.

Nunan, D. (1988) The Learner-Centered Curriculum. Cambridge : Cambridge University Press.

Nunan, D. (1989) Designing Tasks for the Communicative Classroom. Cambridge University Press.

Prabhu, N.S. (1987) Second Language Pedagogy. Oxford : Oxford University Press.

Quinn, T. (1984) "Functional approaches in language pedagogy" Annual Review of Applied Linguistics. Cambridge : Cambridge University Press.

Rubin, J. and I. Thompson (1982) The Good Language Learner. Boston, Ma. Heinle and Heinle.

Skehan, P. (1996) "A framework for the implementation of task-based instruction". Applied Linguistics 17 : 38-62.

# 労働分配率の実相～抑えられてきた賃金

水 本 正 人

## はじめに

労働分配率は、一般的に好景気ときは低下し、不況期には高まる傾向をもつ。日本でのその傾向は米国などと比べるとより強く現れるが、これは従業者の雇用と賃金の安定を重視する経営姿勢の表れであり、そのために人件費は、利益や設備投資に比べると相対的に調整が遅いとされるからである。とりわけ、「失われた10年」の長期不況の90年代、日本の労働分配率は過去にないほど高位水準にあった、とされる。これは、企業が雇用や賃金の確保を、利益を犠牲にしても守ってきたからだという評価が多い。

しかし、労働分配率は、利用されるデータや定義によって、数種類の計算方法があり、軽々に判断されるものではない。むしろ、これまで統計の吟味が薄いままに、誤解と誤謬の上で、日本型経営の従業者重視の姿勢が強調されてきたといえる。本稿は、こうした労働分配率をめぐる誤謬と誤解を解きほぐしていくことを目的としている。その検証によって、必ずしも90年代のそれが異常に高かったわけではないことが明らかにされるだろう。また2000年代において急速に進行している労働分配率の低下は、付加価値額の上昇というよりは、賃金の低位安定の上にあるといわざるをえないことを明らかにしていく。

戦後最長の好景気といわれながらも、その実感に乏しかった2000年代は、低い賃金上昇率のために、個人消費の寄与率が低位であった。景気が失速している今日、家計の牽引力を回復するためにも、労使ともに正しい労働分配率の認識の下で、その上昇を図っていく必要があるといえるだろう。

## 1. 統計の違いによる労働分配率の推移

### (1) 国民所得統計にみる労働分配率の推移

労働分配率は、分配所得における労働者の取得分をいうが、それは国民所得ベースで捉える場合と企業収益ベースで捉える場合との2つに大別される。さらに国民所得ベースは、分子は

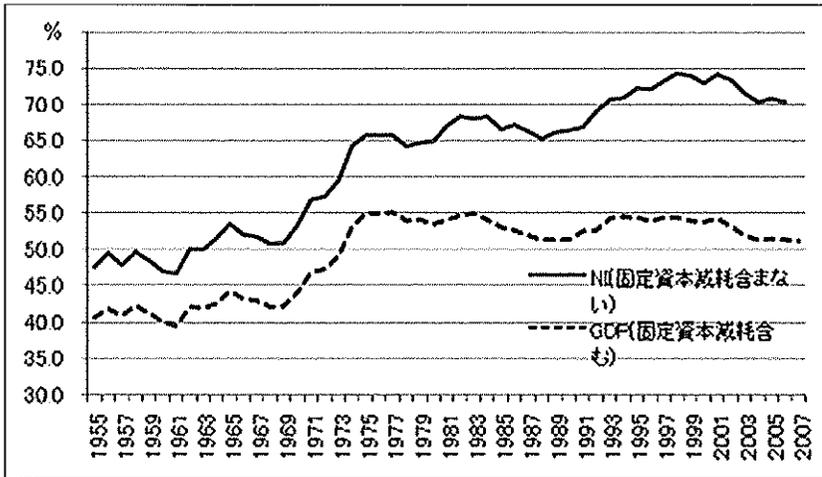
雇用者報酬を対象にすることが一般的であるが、分母については① GDP とする場合と、② NI にする場合の2つの考え方がある。GDP と NI の大きな違いは、固定資本減耗を含むかどうかであり、いわゆる Gross 概念と Net 概念の違いである（注1）。

まず、この2つの労働分配率の推移をみると、その水準の違いだけでなく、傾きも違うことに気がつくだろう（図1）。とりわけ、バブル経済崩壊後の90年代の違いが顕著である。固定資本減耗を含む①の場合は、90年代前半こそ上昇するものの、中盤からは54%前後の水準でほぼ横ばいの安定した推移を示している。これに対し、固定資本減耗を含まない②の場合は、89年を底にして一気に急増し、2000年には74%の水準に達した後、急転して減少している。このことから経営者サイドなどでは②の立場に立って、付加価値額が低下する中でも賃金・雇用を確保するために、労働分配率を引き上げてきたと評価する。他方、労働組合サイドでは、①に依拠し、労働分配率は80年頃の水準に戻っただけだと見る。この二つの労働分配率は、それぞれに意味をもっている。①の減耗を含む方は、いわば生産概念に依拠している。他方、②の減耗を含まない方は、会計概念からの計算である。どちらを採るかによって、その主張は大きく異なってくる。

しかし、いずれにしても、55年から70年頃までと74年以降とでは、労働分配率の水準とトレンドに明瞭な違いを読みとることができよう。この画期は、いうまでもなく71年のニクソンショックから73年のオイルショックに続く世界経済の転換期である。高度経済成長の頓挫で労働分配率が急激に押し上げられ、さらに成長を牽引してきた重化学工業から電子・機械工業およびサービス経済化の進展という産業構造の転換が労働分配率の高位水準を定着させたものである。

その後、ほぼ平行に推移してきた二つの労働分配率は傾きを異にする。②の NI を分母とする分配率は、74年の64.2%から98年の74.3%へ上昇し、その後2000年代の景気回復で5ポイント程度低下してきた。他方、①の GDP を分母とする労働分配率は、74年以後ほぼ横ばいに推移してきた。②が10ポイント幅で上昇してきたのに対し、①はバブル期に4ポイント程度低下したものの、その幅での変化にとどまってきたのである。

図1 国民所得統計における労働分配率の長期推移



出所：内閣府『国民所得統計』より筆者作成

注1：GDP、NI いずれも名目、会計年度。NI は要素表示価格。

2：1996年からは連鎖価格、80～95年度は93SNA，それ以前については68SNA。

3：55～79年度のNIについては、GDP から固定資本減耗額を差し引き、80年度で接続。

## (2) 法人企業統計による労働分配率

マクロベースの労働分配率に対して、財務省所管の法人企業統計による労働分配率は企業収益ベースであり、マクロの固定資本減耗にあたる減価償却費をめぐっては、マクロベース同様に、含む場合と含まない場合とがある。法人企業統計は、年報のほかには速報性を確保するための季報もあるが、サンプルの振れが大きく、季節調整も必要となる。内閣府の『経済白書』では、季報を使い、内閣府独自の季節調整も含めて次の計算で労働分配率を分析している（例えば平成19年度経済白書）。

$$\text{労働分配率} = \frac{\text{人件費}}{(\text{人件費} + \text{営業利益} + \text{減価償却費})}$$

これは、いわば Gross の場合だが、減価償却費を除いた Net の場合もある。財務省の法人統計調査結果報告では、分母となる付加価値が

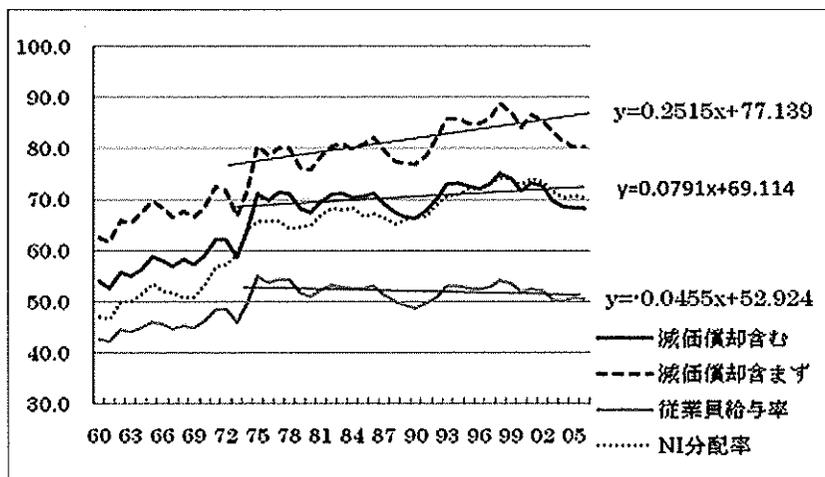
$$\text{付加価値} = \text{人件費} + \text{支払利息等} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課} + \text{営業純益}$$

として、減価償却費を除いた Net で示されている。

ここでは、年報によって、1960年度からの推移を Gross と Net、それに従業員給与比率の3比率を近似線（トレンド）を交えてみておこう（図2）。ただし、第一次オイルショック以前と以後ではいずれも大きく異なるため、近似線は74年度からのデータに限定した。また、それぞれのトレンドの回帰式を図中に示している。この図から次のような点が明らかになる。① SNA の分配率でみたように、Net の分配率は強い上昇トレンドをもつものに対し、Gross のそれ

はほぼ横ばいに近い。② Gross と Net の線形はほぼ似ており、そこからその差である減価償却は一定の増加率に近く、必ずしも設備投資の変動が反映されていないことが推察される。③従業員給与のトレンドは横ばいに近い微減であり、④2005、2006年の労働分配率のトレンドからの乖離はバブルピーク期の90、91年より大きい。

図2 法人企業統計による労働分配率の推移 (単位：%)



出所：財務省『法人企業統計』より筆者作成

(注) 1. 「減価償却含む」は人件費／人件費＋営業利益＋減価償却)

2. 「減価償却含まず」は人件費／(人件費＋営業利益)

これらのことは、これまで経営側が主張してきた、90年代の不況期にも賃金を維持し史上最高の労働分配率となってきた結果は、90年代の経営努力というよりは30年余りのトレンドの要因が強いこと、そして、後述するようにそのトレンドには簿価である減価償却の影響が強く反映されていることを示唆している。さらに、減価償却を含めてみれば、労働分配率は好景気の際には大きく低下するが、不況期には、トレンドからの上方乖離は小さくほぼ一定である。利益を犠牲にして賃金維持のために労働分配率を高めてきたとは必ずしも言えないのである。後に詳述し、このことを明らかにしていく。

### 3. 適切な労働分配率とは何か

#### (1) 労働分配率に対する労使のとらえ方

このような推移の労働分配率を労使双方の立場や行政はどのようにみてきたのであろうか。

経営側は、高度経済成長期の頃から賃上げに関して「生産性基準原理」を主張してきた。日経連は、それを1人当たり名目賃金上昇率を実質国民経済生産性上昇率の範囲内に収めることに

より賃金コストインフレを防ぎ、ひいては物価安定と経済の安定成長を図ろうとするものであると説明してきたが、それは、労働分配率抑制を前提にしたものである。なぜなら、上記のことは

$$\Delta(\text{インフレ率} \cdot \text{実質賃金} / \text{就業者数}) \leq \Delta(\text{実質国民所得} / \text{就業者数})$$

のことを意味するから、インフレ率を抑えるためには、実質賃金／実質国民所得すなわち労働分配率を一定にし、賃金を高めるためには、労働生産性の向上が不可欠、生産性の枠内での賃金アップという姿勢が貫かれてきたのである。

2001年の日経連の『労働問題研究報告』では、「すでに、わが国の賃金水準が世界のトップレベルにあり、労働分配率も先進国の中で最も高いクラスに位置する。国際競争力を維持する観点からは、これ以上の賃金水準の引き上げは困難である。」と春闘を牽制している。日経連は、労働分配率を、マクロベースで雇用者所得÷国民所得、ミクロベースの労働分配率としては、人件費÷(人件費+支払利息・割引料+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益)と、いずれも減価償却を除いた2つの労働分配率を基準としていた。その推移から90年代後半の分配率を戦後最高の水準とし、企業経営の圧迫要因として捉えたのであった。

ところが、景気拡大によって労働分配率が低下してくると、「労働分配率は歴史的に見ても、国際的に見ても高い水準にある。また、労働分配率の変動は、各国に共通する循環的な現象である。・・・中略・・・総額人件費の改定の目安となるものではない」(経団連『2008年版経営労働政策委員会報告)と労働分配率を指標として使うことに否定的になってきたのである。

これに対して、労働側は、労働分配率を雇用者1人あたり名目雇用者報酬÷就業者1人あたり名目付加価値額として捉える。それによって、「1960年代以来、戦後最長の景気拡大であった「いざなぎ景気」の末期を除けば、最も低いレベルであり、まさに歴史的低水準。主要国のなかでは、わが国の労働分配率は飛び抜けて低く、わが国の人件費は割安」(注2)と、経営側とは真っ向から対立する主張となるのである。また経営側の「生産性基準原理」に対抗して、労働側は連合に統一される以前の同盟の頃から、「逆生産性基準原理」を主張していた。これは、4～5%程度の成長率を維持するためには、生産性基準原理の数字(実質成長率マイナス就業者伸び率)に消費者物価上昇率をプラスした水準の賃上げが必要とする考え方であった(注3)。いわば高インフレ期における経営側のインフレ抑制に対する成果配分重視の逆提案であった。

しかし、この「逆生産性基準原理」は痛しかゆしの論理である。デフレ期には実質賃金の減少を自ら容認する論理となるからである。近年の賃上げ闘争ではこの論理は聞かれなくなり、もっぱら労働分配率の向上→個人消費拡大が強くアピールされてきた。

さて、労使の主張が対立する中で、経済財政白書は「90年代後半は日本経済全体が停滞するなかで分配率が高止まり、所得の下支え効果を果たした一方で、企業活力に対して負の影響を与えたと考えられる。」(注4)と記述しているが、大方の見方であったろう。しかし、控え目に見て労働分配率が所得の下支え効果を果たしたことはある程度あったにせよ、本当に企業活

力に負の影響を与えたのだろうか。

## (2) 固定資本減耗の影響

まず、労働分配率の計測にあたって、固定資本減耗を含む場合と、含まない場合とではどちらが適切なのか吟味してみよう。

これに対する答えとして、脇田(2005)は、理論的にはコブ＝ダグラス型生産関数の特性から労働分配率一定は「生産」概念の特性である、オークン法則と労働分配率一定の関係から、固定資本減耗を差し引く場合は一定になる保証はなく、さらに①のGDPを分母とする場合が適切である、と説明している。また、日本総合研究所(2007)は、脇田の見解に沿って、「モデル分析の立場からすると、生産関数を中心に考察すべきである」としている。

また、さらに次のように言う。少し長くなるが引用しておこう。

「労働分配率が上昇することが問題となる理由は、経験的な法則から逸脱する異常事態であるからと考えられる。そこでベンチマークとするべき経験法則は何かと考えれば、『生産』概念における分配率一定の法則であり、コブ＝ダグラス型生産関数の使用から導き出された性質であるはずである」。さらに、『所得』概念の労働分配率が存在すること自体はおかしくはない。しかしこの『所得』概念の労働分配率が考えられたとしても、この分配率が一定であるという経験法則は元から存在しないため、何らかの判断材料とならないのである」と主張する。ここでいう『所得』概念の労働分配率とは、もちろんNetのそれであり、『生産』概念とはGrossのことである。

だが、Grossによる労働分配率を唯一正しいとする見解には疑問をもたざるをえない。オークン法則にしる、コブ＝ダグラス型生産関数にしる、あくまで経験則やデータからの応用理論でしかないからである。脇田が「生産関数内には、通常は資本減耗や減価償却は含めない」といっても、それはコブ＝ダグラスの実証上の定義でしかない。

また、実際の労働分配率が議論の俎上にのぼるときは、雇用者報酬(すなわち労働者の所得そのもの)が問題なのであり、「所得」概念が重要なのである。「生産」概念の労働分配率一定はコブ＝ダグラス生産関数の経験法則である。国民所得において労働分配率の水準と推移は適切かという論議をしているのであるから、労働分配率を「一定であるという経験法則」を前提にすることは論議のトートロジーと言えないだろうか。適切な労働分配率は固定資本減耗を含むべきか否かという答えにはなっていない。

問題は賃金と対比されるべきは何かということである。それに対しては、資本の稼得分(営業余剰・混合所得)というのが対比概念であり、利益および配当という答えになるだろう。減価償却は、資本の価値移転分なのであるから生産費用であり、やはり除くのが適切ではないだろうか。ただし、その減価償却費そのものの額が適切か否かの問題は残るのであり、この点こそ重要と考えられる。資本再調達価格評価であるかどうかが問題である。

(3) 固定資本減耗の補足上の問題点

正確には固定資本減耗と減価償却は同じではなく、固定資本減耗は企業会計でいうところの「減価償却費」と「資本偶発損（事故災害等で予想される損害）」を合わせたものである。また、国民経済計算上の固定資本減耗には、企業の固定資産だけでなく政府や対家計民間非営利団体のそれも含まれている。

そこで、GDPに占める固定資本減耗比率をみると、図3のように推移してきた。一瞥して明らかのように、70年代までは11%～14%を一進一退、80年代以降ほぼ直線的な増加をたどり、13%から22%まで9ポイントも増加し、GDPの中で大きな比重を占めるようになってきた。80年ころに画期となるトレンドの変化をみてとることができ、確実に高まっていることがわかる。ところが、GDPに占める総固定資本形成や民間設備投資比率の推移をみると、このトレンドとは平行ではないどころか、むしろ73年のオイルショック期を境に減少し、逆向きのトレンドを示している（図4）。

このような固定資本減耗比率の変化の要因は複数あるが、主因は減価償却が簿価ベースであることが影響していると思われる（注5）。国民経済計算における固定資本減耗率は、税法上の減価償却率を機械的に適用したものであるため、時価ではなく簿価ベースである。それは、インフレーションが進行するときは、過小評価となる傾向があることを意味する。他方、デフレーションが進行するときは、逆に過大評価となる。こうして、この価格評価のバイアスが図3のような固定資本減耗比率の推移となっているのである。つまり、設備投資が活発であった高度経済成長期には、高いインフレ率の下で過小評価の固定資本減耗となって対GDP比率は横ばいに推移、オイルショック後の70年代は設備投資の伸びが鈍化して横ばいから微減、80年代は設備投資の回復で上昇、バブル経済崩壊後の90年代は、デフレの進行で過大評価となって継続して上昇というパターンを辿って来たといえる。

図3 GDPに占める固定資本減耗比率

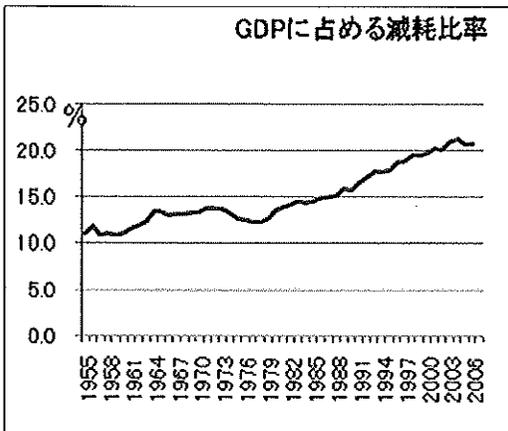
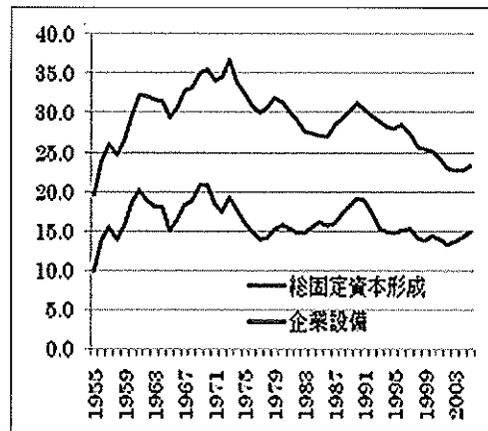


図4 GDPに占める設備投資比率

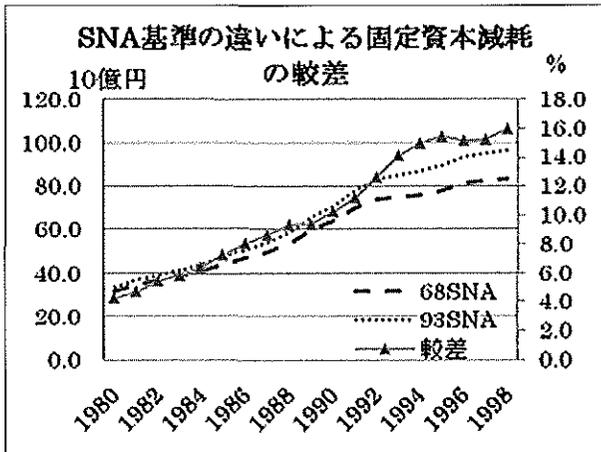


出所：内閣『国民所得統計』から筆者作成

さらに、80年以前と以後とでは SNA の基準、つまり68SNA と93SNA とで減耗の計算方法が一部違っている点も影響している。93SNA においては、従来の建物分に加えて、道路、ダムなどの資産の減耗も計上されるようになったことやソフトウェアなどの無形固定資産も減価償却に組み入れられるようになったからである。(注6) これによる減耗比率も小さくはない。93SNA の過去への遡及は80年からだが、68SNA と重なる80年から98年について減耗額を比較すると80年の4%から98年は16%へと広がっている。(図5)。したがって、対 GDP 比率でいえば、98年で3ポイント程度の影響を与えていることになる。

3番目の要因は、産業構造の変化である。国民所得は農業など自営業の所得も含むため、1次産業所得が低下することによって、労働分配率は長期的に高まる傾向にある。ただし、これは GDP の場合も同様であり、NI と GDP の労働分配率の較差を説明するものではない。

図5



出所：内閣府『国民所得統計』より筆者作成

結局、主因は簿価ベースによるバイアス、それに SNA 標準の統計上の違いが影響を与えて、固定資本減耗を名目的に膨張させていると考えられるのである。

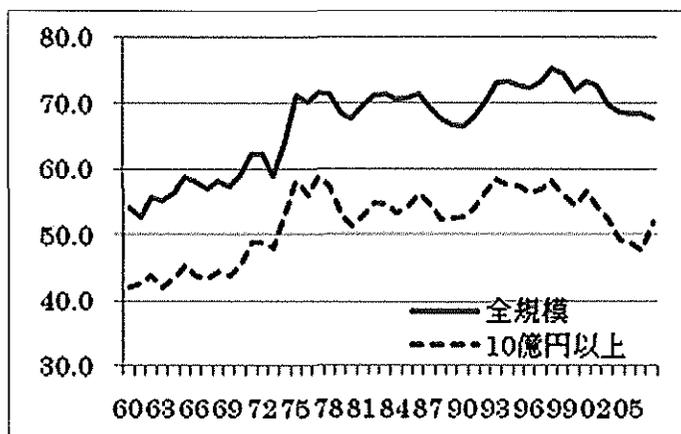
さて、この減耗の変化を便宜上 GDP 比率で示したが、これはむしろ NI への影響が大きい。GDP は市場で取引される市場価格表示であり、売上高から中間投入を除くだけの明示的な数値だが、NI (正確には NDP) は、これから不確かな簿価ベースの固定資本減耗分を除き、労働と資本の要素表示へ変換するのであるから、減耗分にバイアスがあれば NI の値が大きくゆらぐ。したがって、NI でみるところの労働分配率は、もともと傾きも水準も大きくなる傾向にあり、割り引いてみておかなければならない。減価償却を考慮しておかなければならないとしても、時価ベースへの変換が必要であり、今後の SNA の改善が待たれるところである。現下では、長期推移をみるには GDP の方がベターであろう。

#### 4. 資本分配率こそが問題

##### (1) 付加価値項目の推移～利益の急増

労働分配率が企業規模によって大きく異なることはよく知られているところである。全規模全企業と資本金10億円以上の大企業との差を図6によってみれば、大企業の労働分配率が10ポイント以上も下回っていることがわかる。小規模企業になるほど付加価値額が低く、資本蓄積する余裕が乏しいこと、利益率が低いこと等が理由である。1961年にその差は最も小さく10.0ポイント差であった。好景気ときにはその差が拡大し、不況期には縮小するパターンがあり、1974年に10.7ポイントに縮小したものの、拡大基調で推移し、2006年には20.7ポイントにも広がっている。2002～2006年の景気拡大期は大企業の労働分配率が大きく落ち込み、差を広げた。06年のその水準はオイルショック前の水準でもあった。

図6 大企業と全規模企業の労働分配率比較

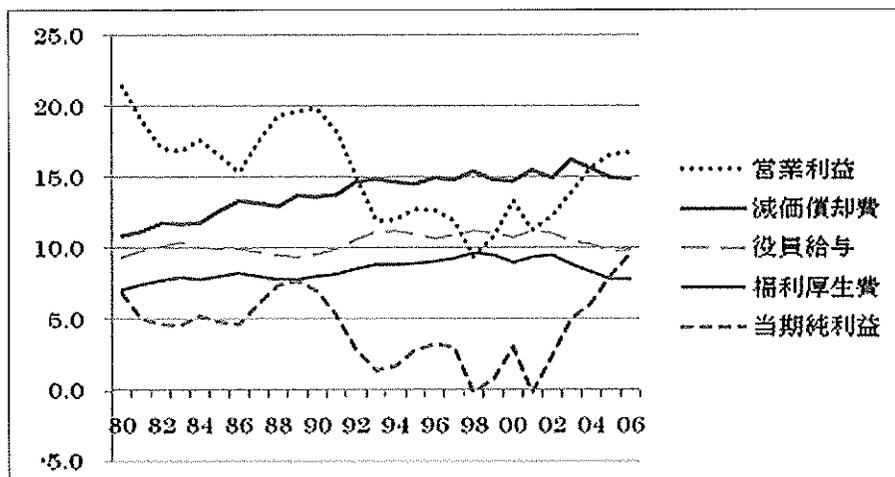


出所：財務省『法人企業統計』より筆者作成

そこで、大企業について従業員給与以外の主な付加価値処分項目の比率をみると、減価償却費、福利厚生費、それに役員給与が増加基調の後、2000年代の景気拡大期に反転して比率を高めた(図7)。一方、逆の動向を描いているのは営業利益であり、80年代から90年代にかけてバブル経済期を除いて下落したが、98年を底に増加してきた。さらにそこから利息支払い等や租税等を支出した残りの純利益は、98年と01年にほぼ0%という低迷の時期の後には著しく増加し、06年にはバブル期を上回る比率に達した。失われた10年といわれるが、純利益ベースで黒字でなかった年度は2年しかなく、それも0%である。その間に、設備投資が低迷した割に減価償却は落ち込むどころか着実に増加、役員給与も着実に(それも付加価値の中で比率を増加)しており、喧伝されたほど経営内容は悪くなかったといえる。2002年度以降は利益の回復どころ

か、06年には絶対額はもちろん、率でもバブル期をも上回る水準となっている。ちなみに06年度の大企業の経常利益は32兆8千億円と史上最高に達した。

図7 利益等付加価値項目の推移



出所：財務省『法人企業統計』より筆者作成

## (2) 役員報酬の変化

つい2年前まで、役員給与は企業会計において人件費になるが、役員賞与は利益項目であった。役員賞与は企業業績に連動する性格なのであるから当然のことであったが、06年に役員賞与は利益の処分項目ではなくなった。新しい「役員賞与に関する会計基準」が適用され、会社法施行日（2006年5月1日）以降終了する事業年度から役員賞与は発生した会計期間の「費用」として処理されることとなったからである。

役員給与は、確定報酬が主体であった以前から職務執行の対価として支給され、会計上はいずれも費用であった。だが、給与の業績連動型報酬が増えるにしたがい、完全に業績連動型である役員賞与との区別が難しくなってきたため、費用に計上されるようになったものである。

しかしながら、従業員の賞与と違って、その額を自ら決定できる立場にある役員賞与、長きにわたって続いてきた利益項目から費用項目へ転換する合理的な理由は見出しがたい。また労働分配率＝雇用者報酬／付加価値が原則であるなら、役員賞与も除いてその比率をみるべきだとも考えられる。

ともあれ、法人企業統計もそれによって変わっているので、役員賞与が06年以降接続できなくなった。そこで、05年までのデータで1人当たり役員報酬と従業員報酬（いずれも給与＋賞与）の対比でその推移をみたのが図8（対数目盛であることに留意）と表1である。高度経済成長期の経営者は、従業員の給与水準の引き上げを重視してきた。60～74年度にかけて役員報

酬は1.96倍伸びたのに対し、従業員報酬は5.76倍であり、60年度の役員対従業員報酬が8.82倍の格差であったのが、74年度3.00倍にまで縮まった。74～85年の安定成長期にも従業員報酬がやや上回り、格差は2.54倍に縮小、その後はほぼバラレルに推移した。しかし、2000年代になってからは役員報酬の1.84倍の伸びに対し、従業員報酬は0.96倍と減収になり、その格差は4.78倍にも広がった。

図8 1人当たり役員報酬と従業員報酬の推移

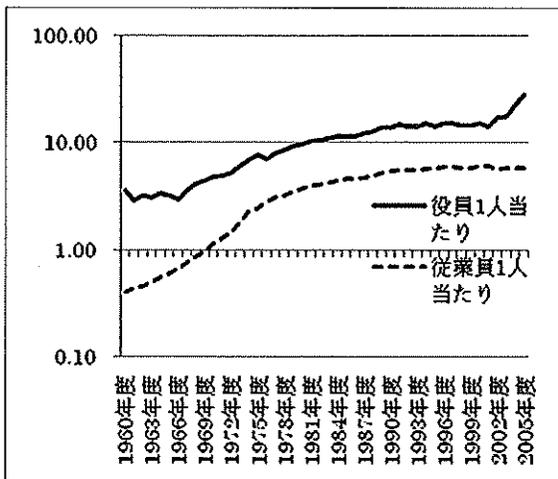


表1 役員報酬と従業員報酬の伸びと格差（単位：倍）

	役員報酬	従業員報酬		格差
60～74年度	1.963	5.767	60年度	8.82
74～85年度	1.658	1.979	74年度	3.00
85～92年度	1.240	1.226	85年度	2.54
92～00年度	1.061	1.075	00年度	2.51
00～05年度	1.844	0.969	05年度	4.78

注：1. 法人企業統計では17年度以前では利益処分項目であったが、平成18年度以降、「役員賞与に関する会計基準」に基づき費用項目となった。

2. 格差は役員報酬／従業員報酬

出所：財務省『法人企業統計』より筆者作成

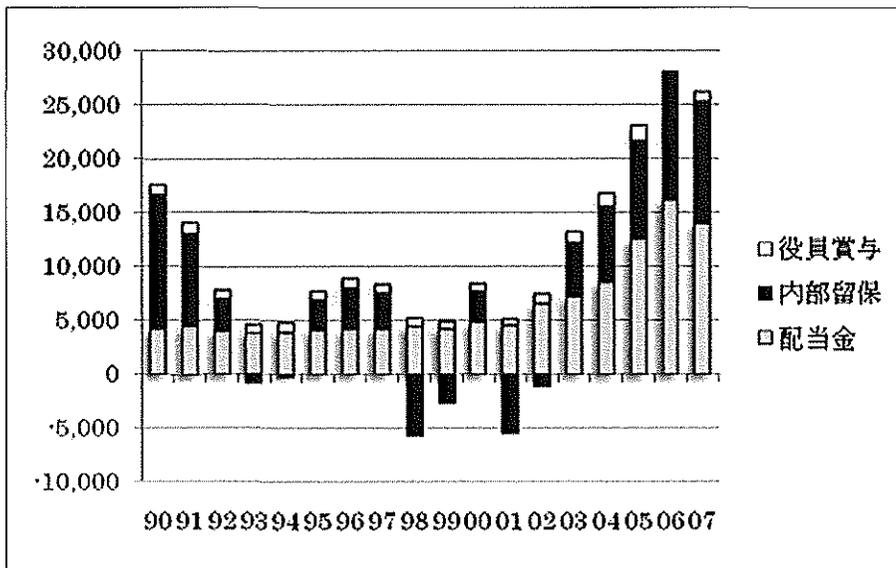
### (3) 内向きの経営への疑問

90年代の労働分配率の水準は高すぎ、経営の重荷であったという評価が多い。あるいは、従業員権利のオーバーラン（行き過ぎ）だとする見方もある（注7）。しかし、既にみたように大

企業の純利益は赤字になることはなく、役員の賞与も含めた報酬は従業員のそれと変わりなく、配当もほとんど変わりなく維持されてきた。全企業の場合も同様である。図9によって全企業の90年度以降の純益を絶対額によってみよう。配当は横ばいに維持されており、役員賞与（05年まで利益項目）も維持、内部留保を取り崩した年は6年だが、顕著だったのは98, 99, 01年度の3年であり、それも90年代の他の年次の留保でカバーできる程度のものであった。さらに、2002年度からは配当金も急増、03年度からは社内留保もバブル期の90年度並みの水準で連続して蓄積しているのである。そして既述したように、役員報酬は従業員報酬を大きく上回るようになってきた。2001年から2006年にかけて経常利益は2ケタ以上の伸びで増加し、05年、06年と史上最高額を達成しているのである。

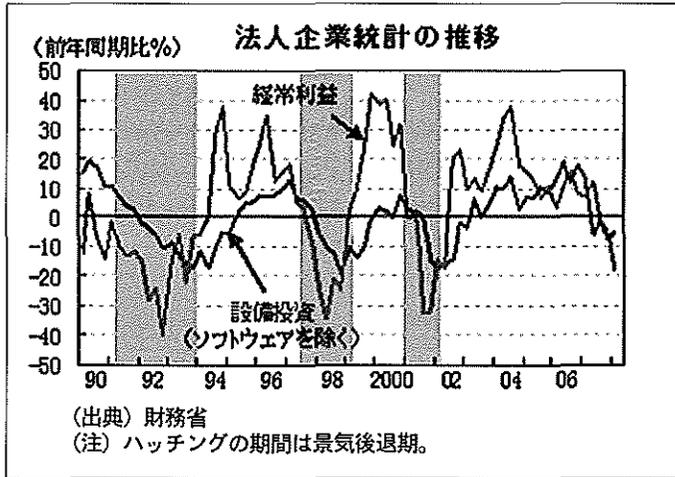
その一方で、図10にみるように設備投資は経常利益の伸びに比べると低い。94～96年度、99～2000年度、02～05年度にかけては顕著に低いのである。企業経営が内向きになってきているのではないかと懸念されるのである。現代の経営者は、高度経済成長期の経営者とその姿勢において大きく異なっているのではないだろうか。

図9 純利益の処分（全規模企業） 単位：十億円



出所：財務省『法人企業統計』より筆者作成

図10 経常利益と設備投資の推移



出所：NIKKEI NET 景気ウォッチから

#### まとめ

「格差社会」、「ワーキングプア」という言葉が人口に膾炙するようになって久しい。失われた10年の中で、日本の経営者は何をやってきたのだろう。データをみるかぎり、利益を維持することに汲々として、リストラを行い、賃金を抑えることに腐心してきたように見える。財界は、労働分配率は極度に高いと、それが高くなっても低くなっても言ってきた。実はほとんど横ばいといってもいいような5ポイント内に収まる程度の振れなのだが、ミクロでは減価償却費、マクロでは固定資本減耗の計算からの除去に拘って、労働分配率は急激に高まってきたと主張する。99～01年度はその最高点にあり、その後の減少は調整過程にすぎないという。

しかし、そのトレンドの上昇が簿価表示による名目的トレンドであり、決して利益を削って従業員の賃金を維持してきたというものではないことは概ね明らかにできたであろう。その主因の上に、SNA 統計基準の変更というバイアスがある。減価償却費を除いた労働分配率は二つの統計上のバイアスによって偏っているのである。だから、2002年以降は、人々の実感には薄い「好景気」であっても労働分配率は直ちに反応して低下した。

もちろん経営者は、生産拠点を海外に移し、リストラを断行して日本型経営を全面的に見直すという経営努力はしてきた。その功績に、利益の中から役員賞与を確保し、2000年代の役員報酬は、労働分配率の低下を後目に破格の伸びを達成してきた。

利益はバブル期を上回ってきたものの、設備投資はバブル期を下回ったままであり、日本の設備ビンテージは高まっている。設備更新に向けられるときであるが、設備投資回復の足取りは重い。この低迷状況を投資する対象がないからだと説明する向きもあるが、そうではなく、投資マインドが低くなっているだけにすぎない。内部留保を高めて自己資本比率を向上させ、

外資からの攻撃に備えるという内向きの経営になっている経営者の姿勢が問題なのであろう。

<注>

(注1)：GDPとNIの違いは、固定資本減耗の差だけでなく、海外からの要素所得（純）の差もある。固定資本減耗の差だけであればNDP（国内純生産）を用いるべきであるが、NIを分母とするのが一般的であるためこれを使用した。また、NIについては労働分配率として雇用者報酬の占める比率を計算するためには要素価格表示の方が適切であるから、「生産・輸入品に課される税一補助金」を含む市場価格の違いがある。ただ、これらは比率としては小さいからここでの言及は避けておく。

(注2)：金属労協、2002年JCFAXニュースより

(注3)：この考え方の整理は連合総研レポートなどによる。

(注4)：平成17年度経済財政白書、第1章第1節

(注5)：国民経済計算では、フロー、ストック両編で推計しており、フロー編では、原則として、民間部門及び公的企業については企業会計データから得た簿価（取得時価格）ベース、一般政府については時価（再調達価格）ベースの計数を表章し、ストック編では全て再調達価格ベースで推計している。

(注6)：「93SNAにおいては、固定資本減耗について従来の建物分に加えて、道路、ダム、防波堤などの資産についても計上されている。推計方法は建物分については『財政金融統計月報（国有財産特集）』の建物価額に建物減価償却率を乗じて算定、道路、ダム、防波堤等の社会資本分については、部門ごとの新設投資額と災害復旧費をもとに、定額法、残存価格ゼロとして推計している。また、ソフトウェア分については、耐用年数5年の定額法により推計している」（内閣府SNA統計 推計の方法）。

(注7)：伊丹敬之（一橋大学大学院商学部研究科教授）は「従業者主権」の経営を説くが、その立場からも90年代の労働分配率はオーバーランだという。（『日米の労働分配率が語る「従業員主権」の死角（「プレジデント」）（2005年3.7号）

<参考文献>

1. 篠崎公昭『グローバル化、企業分布、労働分配率— Firm Heterogeneity を通じた企業間資源再配分メカニズム』（日本銀行ワーキングペーパーシリーズ）（2008年7月）
2. 日本総合研究所『労働分配率の適正水準と新しい成果配分のあり方』（2007年1月）
3. 脇田 成『労働市場の失われた10年：労働分配率とオークン法則』（財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」）（2005年8月）
4. 後藤康雄（2007. 2. 1）「労働分配率をめぐる評価」三菱総合研究所
5. 河越正明「労働分配率は下げ止まるか」（2006年/03/月）
6. 増田宗人「資本ストック統計の見方—市場評価資本ストックの試算—」2000年2月（日本銀行サイトより）
7. 日向雄士『労働分配率の計測方法について』（ニッセイ基礎研究所報2002年 Vol.23）
8. 内閣府 第4回「構造変化と日本経済」専門調査会議事録および参考資料 2008年4月
9. 樋口美雄・児玉俊洋・阿部正浩（2005）「労働市場設計の経済分析」東洋経済新報社
10. 樋口美雄・八代尚宏+日本経済研究センター（2006）「人事経済学と成果主義」日本評論社
11. 伊丹敬之（2000）『日本型コーポレートガバナンス』日本経済新聞社
12. 厚生労働省『労働白書』各年版
13. 厚生労働省『労働経済の分析』各年版

14. 総務省統計局『労働力調査年報』各年版
15. 内閣府経済社会総合研究所編『国民経済計算年報』各年版
16. 大蔵省『財政金融統計月報 法人企業統計年報特集』各年版

<参考サイト>

財務省、内閣府、連合、日本経営者団体連合、厚生労働省、OECD など



## 税法原理V

弓 削 忠 史

### I 憲法の「本質」に基づく税法観とその意義と根拠等について

#### 1. はじめに

人権史的に捉えると、基本的人権は、「自由権」のみならず「社会権」等を内包化することによって、基本的人権の「あり方」が確立されることになった。

そのことは、現代社会においては、伊藤正己名誉教授が提起されているように、基本的人権は、「形式的に法的保障があるからではなく、その実質において、それらが国家から恩恵として与えられたものではなく、人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにしてもっている権利であり、すなわち生来の不可侵で不可譲の権利である」<sup>1)</sup>と称されているように、基本的人権は、「人間という事実」に基づいて保障される「個人の尊厳の保障」であり、その確認を宣言するために、日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」(憲法第13条前段)等と規定している。

したがって、最高法規である憲法の「本質」は「個人の尊厳の保障」であり、諸法規は、当然に「個人の尊厳の保障」を「内質」すべきことになる。

そこで、最近、「ルポルタージュ」として、「生活保護を受けたいのに受けられない……北九州市で、生活苦苦にあえぐ独居老人の叫び」<sup>2)</sup>によると。

『苦労を積み重ねてきたあげく、この有り様です』

小さながま口から、うちわの上にばらばらと小銭が落ちた。

郵便ポスト型の貯金箱から取り出した小銭と合わせると手持ちの現金は、319円。

八幡東区古びた平屋で独り、年金生活を送る女性(79)は、丸めたティッシュで目を押えた。

食事は、『小さなパックのかつお節を2回に分けてご飯にかけるだけ。これに大根おろしがあればいい方』という。米びつを見ると、底をつきかけていた。

『銭湯に行っても月に1度。家で携帯用ガスコンロで湯をわかし体をふいている』……女性は、『自殺を図ろうと右手首を切ったことがある』と明かしていた。10針縫った跡は生々しかった。……そんな晩年を送る人々に、行政は手を差し伸べられないのか<sup>6)</sup>との問いかけは、結局は、税の使途のあり方の問題であるが、その「本質」は、「個人の尊厳の保障」の問題に帰結することになる。

ところが、租税のあり方について、以前、学説上、『租税』又は『租税法』の意義は、租税法の研究対象を定めるために欠かせない……この点に関して、租税の使途面を含めて租税概念を構成すべきであるとする主張が北野教授により強力になされている。……北野教授の目指しておられる財政法学の研究の必要性は、私も認めるが、そのことは、必然的に租税概念の拡大や租税法の研究対象の拡大として捉えられなければならないことを意味するものではない<sup>6)</sup>と称されているが、現実の「格差社会」等の現状を考えると、前記学説の北野弘久博士に対する「租税の使途面」のあり方についての、「租税概念の拡大」<sup>6)</sup>論の批判は、極めて形而上的な租税概念論と評すべきことになる。

最近、北野弘久博士の基調的な論文によると、日本国憲法は、一口に言えば「平和・福祉」の憲法である。日本国憲法は、無条件的に、無原則的に人々の納税義務を規定しているのではない。人々は、租税の使用の仕方の憲法適合的な「法律」と租税の徴収の仕方の憲法適合的な「法律」に基づいてのみ、納税義務を負うのである<sup>6)</sup>と称された上で、人々は自分達の納付した租税が<sup>6)</sup>、「平和・福祉本位」の「法の支配」(rule of law)に基づいて使用されることを前提にして、かつ、その限度で、憲法の規定するところ(憲法13, 14, 29条等)に従って、つまり、「応能負担原則」(Principle of ability to pay tax)の「法の支配」(rule of law)に従ってのみ、納税義務を負うという権利が保障されている<sup>6)</sup>と称される租税のあり方が、現代の「格差社会」等において考慮されるべきものとする。

もちろん、私見は、後述するように、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を税法等に「内質」すべき法理を基に展開するので、「納税義務」と「平和・福祉本位」の「応能負担原則」の対応関係は、その関係を越える、「普遍的」な「人間自体」の多様性に基づく「個人の尊厳の保障」の観点から「租税」の使途のあり方を捉えることによって、前記の「ルポルタージュ」の事例<sup>6)</sup>は、直ちに「行政」等は、「個人の尊厳の保障」の観点から対応すべきものとする。

そこで、拙稿の「税法原理V」は、従来型の法理に基づく税法の基本的な問題点を憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の観点から検討することによって、僭越であるが、新たな「税法原理」の一端を提起したい。

## 2. 憲法の「本質」に基づく税法観について

憲法の「本質」は、「個人の尊厳の保障」である。したがって、当然に、憲法の「本質」であ

る「個人の尊厳の保障」は、税法等の諸現象に「内質」すべきことになる。

ところが、純粋法学者として高名なケルゼン (Hans Kelsen) は、「国家作用は法創設作用＝段階的に進行する規範定立過程である。……この段階構造は、自己運動における法秩序の統一を基礎づける根本規範に終止している。根本規範は、まず第一に、法を創設する機関を設定することによって、法論理的意味における憲法を成す。そして、そのようにして創定された立法者が、立法自体を規制する規定を定立することによって一次の段階として一実定法的意味における憲法が成立する」<sup>(9)</sup>と称される「根本規範論」等の影響故えなのか、わが国では、根本規範等の法理に基づいて、「個人の尊厳の保障」のあり方が提起されている。

基調的な所説によると、根本規範は、憲法が下位の法令の根拠となり、その内容を規律するのと同じように、憲法の根拠となり、また、その内容を規律するものである。……われわれは、憲法の内部において、根本規範と他の憲法規範という段階構造の存在を認めることができる。そして、後者は前者によって、根拠づけられ、規律されているのである。ところで、具体的に、日本国憲法における根本規範の内容として、どのようなものが考えられるか。国民主義、基本的人権尊重主義および永久平和主義の三つの原理がそれに該当するものであろう。そして、さらにこれらの原理の根底にある原理として、「個人の尊厳」という原理が考えられる<sup>(10)</sup>とか、自然権を実定化した人権規定は、憲法の中核を構成する「根本規範」であり、この根本規範を支える核的価値が人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）である<sup>(11)</sup>と称されている。

しかし、「個人の尊厳の保障」について、国民主義、基本的人権尊重主義、および永久平和主義の三つの原理<sup>(12)</sup>の根底にある原理として、「個人の尊厳」という原理<sup>(13)</sup>とか、根本規範を支える核的価値が人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）<sup>(14)</sup>となる「個人の尊厳の原理」は、いかなる意味を有するのであろうか。

私見は、前記所説の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」<sup>(15)</sup>とか、「根本規範を支える核的価値が人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）」<sup>(16)</sup>等のあり方の形而上化等の克服と、新たな「法体系」を確立するために、日本国憲法の「本質」は「人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにしてもっている権利」<sup>(17)</sup>である「個人の尊厳の保障」<sup>(18)</sup>として捉えることによって、その「下位規範」の諸法規等に「個人の尊厳の保障」を「内質」すべきものとする。したがって、その前提として、その「個人の尊厳の保障」の「本質」を確認し宣言するために、憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」（憲法第11条）、「すべての国民は個人として尊重される」（憲法第13条）<sup>(19)</sup>等と規定した上で、その基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」（憲法第11条・同97条）と規定している。

それ故に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「法の支配」<sup>(20)</sup>の観点から、「税法」の「法形態」の「あるべき」当為 (Sollen) 性に「内質」すべきことになる。

そこで、僭越であるが、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を税法の諸現象に「内質」する法理を基に、「税法の意義と根拠」のあり方の一端を提起することにしたい。

### 3. 税法の意義と租税根拠等の基本的な問題点について

#### (1) 税法の意義等のあり方について

税法の意義について、学説上、憲法第30条の規定は、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と定め、また同88条の規定は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定める。しかし、そこにいう税又は租税とは何かについては、憲法においてこれを定義することがない<sup>(40)</sup>と称されている。そして、税法律の上で租税について一般的な定義を与える規定も存しない<sup>(41)</sup>と称された上で、「租税とは国又は地方公共団体が、収入を得ることを目的にして、法令に基づく一方的義務として課す、無償の金銭の金銭的給付である」<sup>(42)</sup>と称されているが、しかし、その根拠（「収入を得ることを目的」<sup>(43)</sup>）を明確にしないと、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈となる「財産権等の保障」の問題に拮抗することになる。

基調的な所説によると、租税の意義については、わが国法上、これを定義した規定がなく、従って、学問上、その定義をするほかない<sup>(44)</sup>と称された上で、「租税とは、国又は地方公共団体が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、これらの団体の経費に充てるための財力調達目的をもって、法律の定める課税要件に該当するすべての者に対し、一般的標準により、均等に賦課する金銭給付である」<sup>(45)</sup>と称されているが、しかし、いかなる根拠を基に、「国又は地方公共団体」<sup>(46)</sup>は、国民に対して、「特別の給付に対する反対給付」<sup>(47)</sup>なくして、課税できるのであろうか。

確かに、「国又は地方公共団体」<sup>(48)</sup>は、当該機関を運営するための「経費に充てる財力調達」<sup>(49)</sup>を必要とするが、しかし、その根拠を憲法上の観点から明確にしないと、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈である「財産権等の保障」の問題に拮抗することになる。

そこで、その基本的な問題点を意図されたのか、金子宏名誉教授は、租税の意義について、「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」<sup>(50)</sup>と、租税の意義について、「公共サービス」<sup>(51)</sup>を問題にされたことは、前記所説より、租税の意義の根拠を明確にされているが、しかし、国民に対する「特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供する」<sup>(52)</sup>とは、具体的には、いかなることを意味するのであろうか、そのあり方を明確にしないと、僭越であるが、結局は、前記所説の租税の定義のように、「租税とは、国又は地方公共団体が、収入を得ることを目的にして」<sup>(53)</sup>とか、「租税とは、国又は地方公共団体が……これらの団体の経費に充てるための財力調達の目的」<sup>(54)</sup>と同様の問題に帰結することになる。

#### (2) 「納税者基本権」に基づく租税概念について

そこで、北野弘久博士は、日本の基本的税法には租税を定義した条項はない。国税通則法第

2条1号は「国税」を定義としているが、それは同法が対象とする国税の範囲を明らかにしたものにすぎない。……日本国憲法は30条、84条において「税」、「租税」という概念を使用している。憲法がいやしくも「税」、「租税」という概念を使用する以上は何らかの法的概念としての租税概念を予定しているはずである<sup>(35)</sup>と称された上で、われわれは法実践論のレベルにおいては納税者側の租税概念を構築しなければならない。……日本国憲法はそれを可能とする憲法環境を準備している。すなわち、日本国憲法は国民（納税者）主権と平和的生存権を含む基本的人権の尊重を強調している。……これらの憲法諸条項をベースにして、憲法の予定する納税者側の租税概念を構成することが可能である。納税者側の租税概念は従来の租税概念とは異なり、ひと口にいえば納税者・国民の福祉を考えるものとなろう。日本国憲法のもとにおいては憲法に適合するところの（福祉目的）に従って自分たちの納付した租税が使用されることを前提にして、そのような租税の用途面をも射程にいった国民は憲法および憲法に適合する法律に基づいてのみ納税義務を負うのである。……憲法第30条は、まさに憲法適合的な租税の用途と徴収の仕方とを前提とした国民の納税義務を確認する規定である。そこで、納税概念は用途面と徴収面とにおいて分断されていない。租税の用途面と徴収面とが一体的に統合的にとらえられている<sup>(36)</sup>と、「日本国憲法は国民（納税者）主権と平和的生存権を含む基本的人権の尊重」<sup>(37)</sup>を前提に、租税概念の「用途面と徴収面」<sup>(38)</sup>を基に提起されているのは、従来の「租税概念」の形而上化を克服するため、新たな「租税概念」と評すべきことになる。

したがって、そのことは、北野弘久博士が、従来型の税の定義のあり方を「『国または地方公共団体がその必要な経費に充てるために、国民から特別の給付に対する反対給付としてではなく強制的に徴収する金銭給付である』。この定義は今日なお基本的に租税の本質を表現しているといつてよい。しかし、現代国家における租税の定義としてその不完全さを否定しえない」<sup>(39)</sup>と称されていることを克服されたものとする。

そこで、私見は、北野弘久博士が、「人々は自分たちが納付した租税が憲法の意図する福祉・平和のためにのみ使用されていることを前提にした限度で、かつ憲法の応能負担原則（憲法第13、14、25、29条等）」<sup>(40)</sup>に基づく「納税者基本権」<sup>(41)</sup>のあり方を「人間という事実のみに基づいて、人間が生まれながらにして持っている」<sup>(42)</sup>、そのあり方の「多様性」を「個人の尊厳の保障」の観点から確立するために、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「内質」する租税観に帰結すべきものとする。

### (3) 租税の根拠論等のあり方について

租税の根拠について、基調的な所説によると、利益説は、租税をもって市民が国家から受ける利益の対価と見る考え方である。この考え方は、自然法思想ないし国家契約説を基礎として主張されるもので、国家の目的は市民の身体と財産を保護することであり、租税はその対価である、とするものである。<sup>(43)</sup>

そして、義務説は、国家はその任務を達成するために当然に課税権をもち、国民は当然に納税の義務を負う、と説く。義務説は、利益説の前提が歴史的現実と合致せず、またそれが税負担の配分の基準として实际的でないという認識から出発するが、往々にして国家を、個人の意思をこえた、それなしには人間の社会的共同生活のありえない、歴史的・倫理的必然としてとらえる権威的国家思想と結びついて主張されてきた<sup>(44)</sup>と称された上で、日本国憲法第30条は、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定する。……この規定は、おそらく、利益説と義務説のいずれかに一方的に偏するものではなく、両者を止揚する意味で民主主義的租税観を表明したものであると理解すべきであろう。……特に、日本国憲法においては、国民主権の考え方のもとに、国家が提供すべき公共サービスの内容や再分配の程度は、国民の意思を反映しつつ、民主的な立法過程＝政策形成過程を通じて決定されることとされている<sup>(45)</sup>と、その根拠のあり方を体系的な観点から提起されていることは、極めて傾聴すべき所説であるが、しかし、憲法上「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」（憲法第30条）規定を「おそらく、利益説と義務説のいずれかに一方に偏するものではなく、両者を止揚する意味で民主主義的租税観を表明したものであると理解すべきであろう」<sup>(46)</sup>と称されても、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を租税の根拠に「内質」しないと、利益説と義務説の「両者を止揚する意味」<sup>(47)</sup>の「民主主義的租税観」<sup>(48)</sup>は、手段で「目的」たる「個人の尊厳の保障」を決定することになり、結局は、戦前のドイツの法治主義国家<sup>(49)</sup>観の問題に帰結することになる。

換言すると、前記所説は、憲法の「本質」となる「個人の尊厳の保障」を税法の「あるべき」当為（Sollen）性に「内質」されないために、結局は、租税の根拠論を手段的な「民主主義的租税観」<sup>(50)</sup>に帰結し、その本質が軽視されることになる。

したがって、手段的な「民主主義的租税観」<sup>(51)</sup>は、立法上の多数決論を基に、義務的な租税観に帰結することになり、前記所説が、所得の性格に関して、「やや抽象的にきこえるかもしれないが、所得は物に即した観念ではなく、人に即した観念であることを指摘しておきたいと思う」<sup>(52)</sup>と称される人頭税的な文脈と符合することになる。

### (3) おわりに

そこで、北野弘久博士は、納税義務の根拠については、従来、租税義務説が支配的であった。しかし、法実践論的には現代的な観点から租税利益説を再評価すべきであると考えられる。日本国憲法のもとでは、国民は決して租税の用途のあり方とは無関係に一方的に納税義務を負うのではない。憲法原則に従って租税が使用されることを前提にして、つまり憲法の意図する「福祉目的」のために租税が使用されることを前提にして、能力に応じて納税義務を負うのである。日本国憲法第30条は、このこと（憲法に適合するところの租税の使い方と取り方を前提にすること）を確認した規定である。法実践論的には租税利益説のほうが、歳入面・歳出面

を統合した現代的租税概念を構成しやすい。租税義務説は法実践論的には租税の徴収面と使途面を分断する議論に結びつきやすい。日本国憲法のもとでは、前記の新たな租税利益説的な見方にたつて、税財政に関する憲法理論を再構成する必要がある<sup>(63)</sup>と、租税義務説の本質的な問題点を提起されながら「新たな租税利益説的な見方」<sup>(64)</sup>を展開されているのは、従来型の租税の根拠のあり方を問う、極めて傾聴すべき所説であるが、私見は、北野弘久博士が提起される「憲法の意図する『福祉目的』のための租税が使用されることを前提にして、能力に応じて納税義務を負う」<sup>(65)</sup>ことの対応関係を「個人の尊厳の保障」の「普遍的」な観点から捉えることによって、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「租税の根拠」に「内質」すべきものと考ええる。

したがって、学説上、利益説は、収入面のみならず同時に支出面を重視すべきこと、政策決定の主体が、理論的にも市民＝納税者でなければならないこと、市場機構にかかわる意思決定機構である政治機構が、市民の意向を十分に反映したものでなければならないこと、などを改めて強調することによって、租税制度の内容および政策決定過程を、市民＝納税者の立場から再検討するための重要な視点を提供するものといえる<sup>(66)</sup>と、「市民＝納税者の立場」<sup>(67)</sup>から、利益説を「収入面のみならず同時に支出面を重視」<sup>(68)</sup>されるのは、北野弘久博士が、日本国憲法第30条について、「憲法に適合するところの租税の使い方と取り方」<sup>(69)</sup>の文脈と符合することになるが、前記所説の「市民＝納税者の立場」<sup>(69)</sup>の観点から租税のあり方を越え、それを人権上の観点から普遍化するために、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「内質」すべき法理の基で、租税の根拠論を展開すべきものと考ええる。

## 注

- (1) 伊藤正己『憲法』弘文堂、1982年、177頁。
- (2) 豊浦潤一「生活保護厚い壁（ルポルターージュ 2007）」読売新聞、2007年6月27日。
- (3) 同上新聞、2007年6月27日。
- (4) 碓井光明「租税法の課題と将来」『ジュリスト』731号、1981年、60頁。

また、碓井光明教授は、「管理・使途面を含めた租税概念の構成という、その発源自体には共感を覚えるものの、教授の目ざされる納税者の監視を確保するのに、わざわざそのような租税概念を構築する実益が、はたして存在するのかどうか疑問である。（碓井光明「憲法第84条にいう『租税』の概念の外延について」『ジュリスト』705号、1979、127頁）と称されているが、北野弘久博士は、「現代資本主義のもとでは、租税の使途面にまで税法の考察の対象を拡大しなければ、真に納税者・国民の生活や人権を擁護することはできない。なぜなら、せっかく狭義の租税概念（徴収面）のレベルにおいて税法理論を精緻に構築してみても、納税者が納めた租税が納税者・国民の生活や人権を侵害し破壊するかたちで使用された場合には、ほとんど意味がなくなってしまうからである」（北野弘久『税法学原論（第5版）』青林書院、2003年、28頁）と称されるのは、極めて傾聴すべき租税概念論であり、それは、正に「租税概念」の形而上化を回避することになる。

したがって、私見は、「租税概念」を形而上化させないために、憲法の「本質」である「個人の尊厳の

保障」を「租税概念」に「内質」することによって、当然に、「租税の使途面」(同上書, 28頁)を「租税概念」に「内質」すべきものとする。

- (5) 同上論文, 60頁。
- (6) 北野弘久「福祉国家は累進税を要求する」『税経通信』2005年, 60巻9号, 19頁。
- (7) 同上論文, 19頁。
- (8) 同上論文, 19-20頁。
- (9) 清宮四郎訳『一般国家学』岩波書店, 1975年, 415-416頁 (Hans Kelsen: Allgemeine staatslehre, 1925)
- (10) 清宮四郎『憲法Ⅰ(第3版)』有斐閣, 1981年, 33頁。
- (11) 芦部信喜・高橋和之(補訂)『憲法(第3版)』岩波書店, 2002年, 10頁。
- (12) 清宮四郎, 前掲注(10), 33頁。
- (13) 同上書, 33頁。
- (14) 芦部信喜・高橋和之(補訂), 前掲注(11), 10頁。
- (15) 清宮四郎, 前掲注(10), 33頁。
- (16) 芦部信喜・高橋和之(補訂), 前掲注(11), 10頁。
- (17) 伊藤正己, 前掲注(1), 177頁。
- (18) 佐藤幸治名誉教授は、憲法第13条に関して、「私は、13条前段の『個人の尊重とは、人格によって通底された個々の具体的な人間の自律的生を尊重しようとするものであり、後段の『幸福追求に対する権利』とは、それを受けて人間の自立的生を可能ならしめるべく包括的・一般的に権利として捉えたものである。』(佐藤幸治『日本国憲法と法の支配』有斐閣, 2002年, 26頁)と称されているが、しかし、「個人の尊重」を「人格によって通底された」(同上論文, 26頁)ところの「具体的な人間の自律的生を尊重」(同上論文, 26頁)と称されることは、その「人間の自律的生」(同上論文, 26頁)のあり方によっては、極めて「人間」を価値的にとらえることになるのではないのだろうか。私見は、「個人の尊厳の保障」は、「具体的な人間の保障」の問題として捉えるべきものとする。
- また、木村弘之教授は、「日本国憲法の価値秩序のなかで、憲法第13条1文によって保護されている個人の尊厳が最上位の価値である。法治国家における租税法の秩序もまた、このことを尊重さなければならぬ」(木村弘之『租税法学』税務経理協会, 1999年, 93頁)と称されているが、しかし、「個人の尊厳の保障」は、「憲法第13条1文によって保護」(同上書, 93頁)されているのではなく、「確認規定」として捉えるべきものとする。そうすると、当然に、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」は、「法治国家における租税法の秩序」に「内質」すべきものとする。
- (19) 杉村敏正博士は、「法治主義」について、「ドイツにおいて戦前に一般に説かれた『法律の支配』(Herrschaft des Gesetzes)や、わが国において戦前に一般に説かれた『法律の支配』や『法治主義』は、支配する『法律』や『法』の内容を問題としないから、悪法の支配も『法律の支配』や『法治主義』でありえた」(杉村敏正『法の支配と行政法』有斐閣, 1970年, 32頁)と称されているが、伊藤正己名誉教授は、「法の支配」について、「法による国家権力のコントロールのみならず法そのものの内容や手続の正当性を要求し、法治国家の理念を形式的のみでなく、実質的にも実現しようとする」(伊藤正己『憲法』弘文堂, 1982年, 14頁)と称されることは、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を「内質」する「法の支配」の定義論と評することができる。

そこで、渡辺洋三名誉教授が、「法の支配」について、「権力者を拘束する客観的基準はだれがきめるのか?それをきめるものは、権力者自身であってはならない。それをきめるものは、民主主義国家においては、主権者たる国民でなければならない、ということが原理的に要請される。法が権力者の意思を拘束するとはとりもなおさず、国民の意思が権力者の意思を拘束するということである。法が最高であ

るという思想は、すなわち国民の意思が最高であるという思想を根本にもっている。こうして、法の支配は、主権在民の民主主義政治体制と、きってもきれない関係にある。近代法治主義とはつまるところ、国民の意思が法の名において権力者を拘束し、権力者の行為を国民の意思に服せしめる、という原則以外のなにものでもない」（渡辺洋三『法というものの考え方』日本評論者、1992年、78-79頁）と、「法の支配」を「国民の意思が権力者の意思を拘束する」（同上書、78頁）と称されていることは傾聴すべきことであるが、しかし、憲法の「本質」となる「個人の尊厳の保障」を「法の支配」に「内質」しないで、「個人の尊厳の保障」の「手段」である「民主主義」の観点から「法の支配」を問題にすることは、結局、多数決論で「法の支配」を確立することになり、それは従来型の「法治主義論」に帰結することになる。伊藤正己名誉教授は、「法の支配」について、法による国家権力のコントロールのみならず法そのものの内容や手続の正当性をも要求し、法治国家の理念を形式のみではなく、実質的にも実現しようとする」（伊藤正己『憲法』弘文堂、1982年、14頁）と称されることは、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「内質」する「法の支配」の定義論と評することができる。

- (20) 清水敬次『税法（第7版）』ミネルヴァ書房、2007年、2頁。
- (21) 同上書、2頁。
- (22) 同上書、2頁。
- (23) 同上書、2頁。
- (24) 田中二郎『租税法（第3版）』有斐閣、1990年、1頁。
- (25) 同上書、1-2頁。
- (26) 同上書、1頁。
- (27) 同上書、1頁。
- (28) 同上書、1頁。
- (29) 同上書、1頁。
- (30) 金子宏『租税法（第12版）』弘文堂、2007年、7-8頁。
- (31) 同上書、8頁。
- (32) 同上書、8頁。
- (33) 清水敬次、前掲注（20）、2頁。
- (34) 同上書、2頁。
- (35) 北野弘久『税法学原論（第5版）』青林書院、2003年、25頁。
- (36) 同上書、26-27頁。
- (37) 同上書、26頁。
- (38) 同上書、27頁。
- (39) 同上書、22頁。
- (40) 同上書、80-81頁。
- (41) 同上書、80-81頁。
- (42) 伊藤正己、前掲注（1）、177頁。
- (43) 金子宏、前掲注（30）、18頁。
- (44) 同上書、18頁。
- (45) 同上書、18-19頁。
- (46) 同上書、18頁。
- (47) 同上書、18頁。
- (48) 同上書、18頁。

- (49) 芦部信喜・高橋和之(補訂)『憲法(第3版)』岩波書店, 2002年, 14頁。  
 (50) 金子宏, 前掲注(30), 18頁。  
 (51) 同上書, 18頁。  
 (52) 金子宏『所得概念の研究』有斐閣, 1995年, 29頁。  
 (53) 北野弘久, 前掲注(35), 31-32頁。  
 (54) 同上書, 32頁。  
 (55) 同上書, 32頁。  
 (56) 畠山武道・渡辺充『租税法』青林書院, 2000年, 10頁。  
 (57) 同上書, 10頁。  
 (58) 同上書, 10頁。  
 (59) 北野弘久, 前掲注(35), 32頁。  
 (60) 畠山武道・渡辺充, 前掲注(56), 10頁。

## II 税法の原則の基本的な問題点とそのあり方について

### 1. はじめに

基調的な所説によると, 近代立憲主義の「法の支配」は, 国家権力が法にもとづき, 法の規律を受けることを意味する……この場合, 問題になるのは, どのような法が, どのような仕方  
 で, 支配するか, である。ドイツなどのヨーロッパ大陸諸国では, この原理は, 「法治国」  
 (Rechtsstaat) 原理または「法治主義」と呼ばれている。戦前に, この「法治国」の名のもとに伝統的に考えられたのは, 権力分立制を基礎とする自由主義国であった<sup>(4)</sup>と称された上で,  
 「法治国」といわれる場合の法は法律であり, 国家は「形式的法治国」または「法律国」  
 (Gesetzesstaat) であった。戦前の日本もこれに属する。「法治国」でも形式的な「法の支配」  
 は行なわれたが, 法の内容がかえりみられなかったために, 実質的な「法の支配」は実現され  
 なかった<sup>(5)</sup>と称されている。

そこで, 学説上, 法の支配の内容として重要なものは, 現在, ①憲法の最高法規性の観念,  
 ②権力によって侵されない個人の人権, ③法の内容・手続の公正を要求する適正手続 (due  
 process of law), 権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役割に対する尊重, など<sup>(6)</sup>と  
 称された上で, 市民階級が立法過程へ参加することによって自らの権利・自由の防衛を図ること  
 ……その点で民主主義と結合するものと考えられたことである<sup>(7)</sup>と称されているが, しかし,  
 「法の支配」と関係づける民主主義論は, 憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を前提に  
 展開しないと, 「法律の内容の正当性」<sup>(8)</sup>が, 現実上, 一定の価値に基づく多数結論に帰結する  
 ことになり, 時には, 戦前のドイツの「法治主義」ないし「法治国家」<sup>(9)</sup>の問題に帰結すること  
 になる。

そこで, 私見は, 憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を諸法規に「内質」する法理を

基に、「法の支配」は展開されるべきものとする。

したがって、「税法の原則」の「租税法律主義」と「租税公平主義」は、結論的であるが、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「内質」するために、「個人の尊厳の保障に基づく租税法律主義」として捉えるべきことを前提に、従来型の「税法の原則」のあり方の基本的な問題を展開したい。

## 2. 「税法の原則」の基本的な問題について

### (1) 正義論等に基づく税法の原則について

税法の原則に関する、従来型の基調的な所説によると、現行租税法の基礎原則又は基本理念は、これを外形的・形式的な面と内容的・実質的な面の双方から考察することができる。ここでの外形的・形式的な面というのは、租税法の法形式としてどのような形式をとっているかの問題で、租税法律主義の原則及び永久税主義の原則をあげることができる。次に、内容的・実質的な面というのは、租税法の内容・実質について、どのような原則が支配しているかの問題で、公共性の原則、公平負担の原則、民主主義の原則、収入確保・能率主義の原則をあげることができる<sup>(7)</sup>と称されている。

しかし、そこには、積極的に憲法上の観点から「税法の原則」を捉えられていない故にか、前記所説は、「租税法の解釈は、究極的には、租税正義の実現に仕えるものでなければならない。ここでいう租税正義というのは、租税全体を貫く租税法の基本理念……租税法の基本原則といってもよい<sup>(8)</sup>と、「租税全体を貫く租税法の基礎原則<sup>(9)</sup>を「租税正義<sup>(10)</sup>と称されている。

だが、その「正義」の概念は、「抽象的」故に、「正義という言葉は常に一義的に用いられているわけではない。」<sup>(11)</sup>ので、その「正義」の概念の意味は定かではなく、はるかに多元的諸要因を考慮する<sup>(12)</sup>ことになり、結局は、「誰が正義とか不正義とか判別することができるであろうか<sup>(13)</sup>」が問われることになる。

そこで、学説上、コモン・ロー法律家たちには、事実を重んじ、実際的であるという一定の評価がある。彼らは漠然とした思弁、普遍的諸原理の大胆な宣言、とりわけ形而上が大嫌いである<sup>(14)</sup>と称された上で、コモン・ロー法律家は、正義について語ることをあまりしないし、ましてや正義を抽象的に語ることはめったにない<sup>(15)</sup>と称されるのは、「正義論」のあり方の本質的な問題提起と評することができる。

それ故に、哲学者が、私たちのもっている正義概念その実現の方法は、いつも不完全であるからこそ、いつもよりよいものにする可能性がある。この意味では、「現実的正義論」は楽観主義的であるとも言えると思う<sup>(16)</sup>と称されるのは、結局、「正義」のあり方を形而上化し相対化することになる。

ところが、「正義概念」を「本質的」な観点から明確にされるのか、学説上、一般の用語法においても正義という概念はかなり多義的に用いられているが、それらすべてを考慮しても、私

は、法の理念が正義の観念だけによって充分適切に総括され得るものとは思わない。けれどもそれが法理念の中核的要素を指し示すものであることも否定できない<sup>(17)</sup>(傍点・引用者)と、正義の概念のあり方を「法理念の中核的要素」<sup>(18)</sup>と称されるのは、極めて形而上的な「正義」の「本質論」であり、そこに「正義論」に「内質」する普遍的な病理現象が内包しているものと考えられる。

そこで、前記の基調的な所説は、「租税法の基本理念」について、具体的に形式的な面と実質的な面との双方から考察することができるが、一部には、その形式的な面のみを強調したり、その実質的な面のみを重視したりする者がある。例えば、租税法における租税法律主義の原則を強調し、国民の財産権の保障こそ租税法の根本目的であると主張するのは、前者の典型であり、租税の公共性とか租税負担の公平の原則のみを重視するのは、後者の代表的な考え方である。しかし、租税法律主義の原則にしても、租税法の基本理念の一面を表現するにすぎないものであって、そうした一面のみを強調するのでは、租税法の基本理念を正しく把握しているものとはいえないように思う。租税法の基本理念は、形式の面と実質の面とを相互に調整しつつ、これらを総合したところに成り立つのであって、租税法の正しい解釈は、そのような意味における租税法の基本理念をふまえて、その実現に資するものでなければならない<sup>(19)</sup>と称されている。

しかし、前記所説の「正義論」<sup>(20)</sup>を基に、「租税正義というのは、租税全体を貫く租税法の基本理念」<sup>(21)</sup>と評されても、その「租税全体を貫く租税の基本理念」<sup>(22)</sup>を憲法の「本質」の観点から明確にしないと、結局は、その「租税の基本理念」を基に、「税法の原則」は形而上化し相対化することになる。

それ故に、前記所説が、結論的に、「租税法の基本理念は、形式の面と実質の面とを相互に調整しつつ、これらを総合したところに成り立つ」<sup>(23)</sup>と称されているのは、その「形式の面と実質の面」<sup>(24)</sup>を「総合」<sup>(25)</sup>する観点から、結局は、「租税の基本理念」<sup>(26)</sup>を基に、「税法の原則」は形而上化し相対化するものと考えられる。その基本的な原因は、極めて抽象的な「租税正義」<sup>(27)</sup>論を基に、「租税全体を貫く租税法の基本理念」<sup>(28)</sup>を展開されることに起因するものと考えられる。

したがって、前記所説と同様な観点から、租税法律主義を租税正義実現のための形式的手段とし、公平負担の原則をその実質的手段とみるとして、両者の妥当な調和を図り、全体を総合的に理解したうえで租税法秩序を維持し租税正義の実現を図ることが、まさに租税法の正しい法解釈といわねばならない<sup>(29)</sup>と称されるのは、その「両者の妥当な調和を図り、全体を総合的に理解したうえで租税法秩序を維持し租税正義の実現を図る」<sup>(30)</sup>(傍点・引用者)ことを、憲法の「本質」の観点から明確にしないと、その「租税正義論」の基では、結局、「税法の原則」の「租税法律主義」と「公平負担の原則」のあり方は、形而上化し相対化することになる。

## (2) 権力分立論に基づく「税法の原則」について

そこで、前記の「税法の原則」の基本構造を前提に、金子宏名誉教授によると、租税法の全体を支配する基本原則としては、租税法律主義と租税公平主義の二つをあげることができる<sup>(31)</sup>と称された上で、前者が課税権の行使方法に関する原則であるのに対し、後者は主として税負担配分に関する原則である。したがって、前者は形式的原理であり、後者は実質的原理である、ということが出来る<sup>(32)</sup>と称されているのも、その前提として、憲法上の観点を明確にされない、僭越であるが、羅針盤のない「税法の原則」に帰結することになる。

もちろん、金子宏名誉教授は、権力分立の観点から、租税法律主義は、近代法治主義の、租税の賦課・徴収の面における現われである。法治主義とは、権力分立を前提として、公権力の行使を法律の根拠に基づいてのみ認め、それによって国民の「自由と財産」を保障することを目的とする政治原理ないし憲法原理である<sup>(33)</sup>と称されているので、「税法の原則」についても憲法上の観点を問題にされている。

しかし、それは、「権力分立を前提とした、公権力の行使を法律の根拠に基づいてのみ認め、それによって国民の『自由と財産』を保障する」<sup>(33)</sup>所説であることから、租税法律主義の憲法上の観点は、「消極的」な観点であり、そこには、憲法上の観点から租税法律主義に、いかなる内容を内包すべきかの問題が「積極的」に提起されていない。

そして、「法治主義」について、国民の「自由と財産を保障することを目的とする政治原理ないし憲法原理」<sup>(34)</sup>と称されているが、その国民の「自由と財産」<sup>(35)</sup>は、単に「政治原理ないし憲法原理」<sup>(36)</sup>でなく、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく実体法上の問題に帰結すると考える。

そこで、金子宏名誉教授が、「租税法は侵害規範」<sup>(37)</sup>と、税法のあり方を明確に捉えられているが、しかし、憲法と税法等の関係のあり方を明確にしないで、その「租税法は侵害規範」<sup>(38)</sup>と称されることに対して、いかに対処されるのであろうか。私見は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を税法等に「内質」する法理に基づく「法の支配」の観点から、税法の「侵害規範」<sup>(39)</sup>性のあり方の「本質」が明確になるものと考えますが、それよりも、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を税法等に「内質」する「法の支配」の観点から、税法等が「個人の尊厳の保障」を実現する法形態として捉えることによって、従来型の「租税」の形而上化等が克服できるものと考えます。

もちろん、金子宏名誉教授が以前に、課税権力は、国民の信託の下に、第一次的には議会による立法の形式で行使され、行政府はその執行として課税権力を行使するにすぎないのである。日本国憲法もそのような課税権力行使の図式を前提としている。第一に、租税政策の方向づけや決定は行政府によって行われることが多い、法案の作成は殆どすべて行政府によって行われる。第二、租税法令の運用について解決を必要とする新しい問題が生じた場合に、立法的解決によらずに、通達によって—ということは政府の責任において一問題が解決される例が少なくな

い。これは、日本国憲法の下において旧憲法時代の発想が根強く残っていることを意味している<sup>(43)</sup>と称されるのは極めて傾聴すべき所説であるが、その問題点を克服するためには、やはり、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点から、前記の諸現象に「内質」することによって解決するものと考えらる。

また、金子宏名誉教授が、租税法律主義の機能<sup>(44)</sup>性としてそれは、「国民の経済生活に法的安定性と予測可能性とを与えることにあると考えてよいであろう」<sup>(45)</sup>と称されていることは、基本的に許容すべきことになるが、しかし、その前提として憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を租税法律主義に「内質」しないと、結局は、一定の価値・利益に基づく「法的安定性と予測可能性」に帰結することになる。

### (3) 憲法上の観点を意図する「税法の原則」について

そこで、憲法上の観点を強く意図される所説によると、「税法における最高法原則は、いずれも憲法にその法的基礎を有するものである。即ち、憲法第84条及び30条に基礎を置く租税法律主義（租税合法律性の原則）、憲法第14条1項に基礎を置く租税平等主義（法平等性の原則）、及び同じく憲法第14条1項の法平等性のうち形式的法平等性に基礎を置く信義誠実の原則である<sup>(46)</sup>と、憲法上の観点に基づく、傾聴すべき税法観を提起されながら、「法を形成する最高理念は、正義（Gerechtigkeit）合目的性（Zweckmäßigkeit）及び法安定性（Rechtssicherheit）である。……租税正義とは、課税の合法律性及び平等をいい、いわゆる具体的妥当性・合理性であると考えらる」<sup>(47)</sup>と称されるのは、僭越であるが、「租税正義」の問題以前に、法の体系性のあり方が問われることになる。

それ故に、学説上、租税正義は本質的に租税平等主義と租税法律主義によって規制されている。実質的法治国家においては、形式的法治国家における合法性の機能だけではもはや十分でない。法律はむしろ、実質的法治国家における正義の機能をみとさなければならない。……法律の正義の構成要素は、憲法に適合する秩序であり、そして、これは立法者の民主的価値判断に基づくものである<sup>(48)</sup>と称されているのは、「正義」のあり方を憲法上において意図された傾聴すべき所説であるが、しかし、前記所説が、「法律の正義の構成要素は、憲法に適合する秩序であり、それは立法者の民主的価値判断に基づくものである」<sup>(49)</sup>（傍点・引用者）と称されることは、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「立法者の民主的価値判断」<sup>(49)</sup>に、「内質」しないと、その「正義」のあり方は、結局は、その手段（「立法者の民主的価値判断」<sup>(49)</sup>）の多数決論に帰結することになる。

### 3. 「租税法律主義」と「租税公平主義」の関係について

前記のように、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「内質」しないと、結局は、「租税法律主義」等の「税法の原則」は形而上化し相対化することになる。

そこで、北野弘久博士の「先行研究」によると、租税法律主義の具体的内容を<sup>(49)</sup>形式的内容と実質的内容との二つに分けて構成<sup>(50)</sup>された上で、その租税法律主義の具体的内容を構成する「実質的内容」として<sup>(51)</sup>、「法の下での平等の原則」<sup>(52)</sup>と「最低生活保障の原則」との二つを抽出するのである<sup>(53)</sup>と称されているのは、正に「租税負担公平原則は租税立法法上尊重されるべき重要な原理であり、また実定税法秩序に内在し、または内在すべき重要な原理でもある」<sup>(54)</sup>と称されることになる。

確かに、同博士の「先行研究」で提起されているように、国民の自由及び権利の保障に関する多くの憲法の規定の中で、<sup>(55)</sup>実質的内容を構成するにあたって問題としなければならないのは、その第14条と第25条の二つの規定<sup>(56)</sup>であり、この憲法の二つの規定こそ、結論的にいって租税法律主義に新しい特色を与え、その具体的内容を構成する<sup>(57)</sup>ことになり、そして、同博士は、その二つの原則が「実質的内容」を構成することによって、租税法律主義に新しい機能を与える。それは単なる自由権保障の意義をもつばかりでなく、積極的権利保障の意義をもつに至る<sup>(58)</sup>と称されているのは、現代の「格差社会」等の基本的な問題に対処する税法観であり、それは、従来の「税法の原則」の「租税法律主義の原則」と「租税公平負担の原則」の「形而上化」と「相対化」を克服する傾聴すべき法理であるが、私見は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を税法に「内質」することによって、「税法の原則」等が憲法上の観点から体系化されることになり、憲法に基づく「法の支配」の観点から「租税法律主義」が確立されることになる。そして、「租税公平主義」の観点も、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の観点から「公平」の問題が提起できることになる。

それ故に学説上、「税法の原則」の文脈上の問題について、「水平的公平の概念の使用は次の意味で望みをつけたい。まず『等しい者を等しく扱え』という命題は恣意的な取扱いを明確に拒否しており……『等しい者を等しく』という定式は、それ自身として普遍的な倫理を内在させているように思われる」<sup>(59)</sup>と称されているが、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」の観点から、「公平」のあり方を問題にしないと、その「等しい者を等しく」<sup>(60)</sup>の定式は、結局は、「形式的平等観」に帰結することになり、基本的人権の歴史観に拮抗することになる。

したがって、「租税法律主義の原則」と「租税公平負担の原則」は、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を「内質」しないと、結局は、それらの原則は、「形而上化」し「相対化」することになる。

したがって、北野弘久博士が、納税者基本権というのは、租税の徴収面と使途面に関する「納税者」に固有の基本権である。これは、さまざまな権利の集合概念があって、納税者に関する自由権も社会権等も含まれる<sup>(61)</sup>と称されるのは、僭越であるが、正に、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を「租税公平主義」に「内質」する法理と基本的に符合することになり、同博士が、「租税負担公平の原則」が、所与の税法秩序のもとにおいて、税法解釈・適用の基本原理としてもちだすことが肯定されるならば、そのときは税法はもはや「法」(Recht)として

の性格を消失し、単なる行政の「手引き」的存在となってしまうのであろう<sup>(62)</sup>と称されるのは、「租税公平主義」に関する極めて傾聴すべき問題提起と考えるが、私見は、憲法の「本質」を「個人の尊厳の保障」として捉えるので、当然に「租税負担公平の原則」に基づく「税法の解釈」についても、「個人の尊厳の保障」を「内質」することによって、「租税法律主義」に基づく「税法の解釈」が展開されることになる。

#### 4. おわりに

前記のように、「税法の原則」は、「租税法律主義」「租税公平主義」等を中心に展開されているが、その根拠となると、従来型の所説は、「正義論」等を基に展開されている。

それ故に、「租税法律主義」「租税公平主義」等が形而上化し相対化することによって、時には、「財産権等の保障」の問題と拮抗することになる。

そこで、私見は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「税法の原則」の「租税法律主義」「租税公平主義」の観点に「内質」することによって、「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」が確立し、従来型の「税法の原則」のあり方が是正できることになる。

#### 注

- (1) 清宮四郎『憲法Ⅰ（第3版）』有斐閣、1981年、8-9頁。
- (2) 同上書、9頁。
- (3) 芦部信喜・高橋和之（補訂）『憲法（第3版）』2000年、14頁。
- (4) 同上書、14頁。
- (5) 同上書、15頁。
- (6) 同上書、14頁。
- (7) 田中二郎『租税法（第3版）』有斐閣、1990年、80-81頁。
- (8) 同上書、124頁。
- (9) 同上書、124頁。
- (10) 同上書、124頁。
- (11) 加藤新平『法哲学概論』有斐閣、1976年、438頁。
- (12) 宍戸善一『『法と経済』における公平性の位置づけ（1 費用便益分析分配の公平）』・宍戸善一・常木敦『法と経済学』有斐閣、2004年、162頁。
- (13) 鶴義幸「租税法律主義のドラマトウギー」『税法学』416号、1985年、11頁。
- (14) アリス・イヤースーン・ティ「四コモン・ロにおける正義感覚」・ユージン・カメンカ／アリス・イヤースーン・ティ編・深田三徳訳『正義論』未來社、1990年、157頁。
- (15) 同上書、157頁。
- (16) ホセ・ヨンバルト『正義の感覚・理論・実現』成文堂、2006年、40頁。
- (17) 加藤新平「法の目的」・尾高朝雄・峯村光郎・加藤新平編『法哲学講座第1巻』有斐閣、1963年、63頁。
- (18) 同上書、63頁。
- (19) 田中二郎、前掲注（7）、124頁。

中川一郎博士は、「税法全体目的は、これを民主主義的に理解するならば、「課税の領域において国民の財産権を保障することにある」(中川一郎『税法の解釈及び適用』三晃社、1965年、193頁)と称されているが、しかし、税法全体の根本目的を「国民の財産権を保障することにある」(同上書、193頁)と称されるのは、結局、その保障の領域を限定的にとらえることになる。

それ故に、私見は、その「税法全体の根本目的」は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈となる「国民の財産権等の保障」を「内質」すべきものとする。

したがって、田中二郎博士が、中川一郎博士に対して、「国民の財産権の保障することが租税法の根本目的であるという見方は、……一面的な見方であって」(田中二郎『租税法(第3版)』有斐閣、1990年、123頁)と称されることは、基本的に許容すべきことになるが、しかし、同博士は、「正義」の概念を基に「租税正義というのは、租税全体を貫く租税法の基本理念」(同上書、123-124頁)と称されているのは、その「租税正義」のあり方を法的観点から明確にしないと、結局は、憲法の「本質」となる「個人の尊厳の保障」の文脈となる「財産権等の保障」に基づく「法の支配」の観点に拮抗し、「正義論」に基づく「租税法の基本原則」の「あるべき」当為(Sollen)性のあり方が問われることになる。

また、学説上、「国民の財産権」といっても、それは法によって与えられたものであり、法・国家社会の向上発展を目的とすることから、財産権が真に国家社会の発展に資することがための目的で付与されたものと認識する限り、財産権の内容は、まさに国家社会の発展と調和しうべきことを当然に予定しているともいえよう」(松沢智『租税実体法(補正第2版)』中央経済社、2003年、9頁)と称されているが、しかし、財産権の保障は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈の観点からとらえないと、その「財産権の保障論」は、法律の留保論に帰結することになる。

- (20) 同上書、124頁。
- (21) 同上書、123-124頁。
- (22) 同上書、124頁。
- (23) 同上書、124頁。
- (24) 同上書、124頁。
- (25) 同上書、124頁。
- (26) 同上書、124頁。
- (27) 同上書、124頁。
- (28) 同上書、124頁。
- (29) 松沢智『租税実体法(補正第2版)』中央経済社、2003年、20頁。
- (30) 同上書、20頁。
- (31) 金子宏『租税法(第12版)』弘文堂、2007年、65頁。
- (32) 同上書、65頁。
- (33) 同上書、65頁。
- (34) 同上書、65頁。
- (35) 同上書、65頁。
- (36) 同上書、65頁。
- (37) 同上書、100頁。
- (38) 同上書、100頁。
- (39) 同上書、100頁。
- (40) 金子宏「財政権力—財政権力の合理的行使をめぐる—」『基本法学6—権力』岩波書店、1983年、154頁。

- (41) 金子宏, 前掲注 (31), 67頁。
- (42) 同上書, 67頁。
- (43) 中川一郎『税法の解釈及び適用』三晃社, 1965年, 143頁。
- (44) 同上書, 118-120頁。
- (45) 木村弘之『租税法総則』成文堂, 1998年, 80頁。
- (46) 同上書, 80頁。
- (47) 同上書, 80頁。
- (48) 同上書, 80頁。
- (49) 北野弘久「租税法主義の具体的内容の構成と展開」『税法学』第71号, 1956年, 2頁。
- (50) 同上論文, 2頁。
- (51) 同上論文, 4頁。
- (52) 同上論文, 4頁。
- (53) 同上論文, 4頁。
- (54) 北野弘久『税法学原論(第5版)』青林書院, 2003年, 134頁。
- (55) 北野弘久, 前掲注(49), 3頁。
- (56) 同上論文, 4頁。
- (57) 同上論文, 4頁。
- (58) 同上論文, 4頁。
- (59) 増井良啓「租税法における水平的公平の意義」・碓井光明・小早川光郎・水野忠恒編者『公法学と法と政策・上巻』有斐閣, 2000年, 182頁。
- (60) 同上書, 182頁。
- (61) 北野弘久, 前掲注(54), 113頁。
- (62) 同上書, 136頁。